

第109回神河町議会定例会に提出された議案

○町長提出議案

- 報告第4号 令和3年度(第24期)株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 第66号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件(令和4年度神河町一般会計補正予算(第4号))
- 第67号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第68号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第69号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
- 第70号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第71号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第5号)
- 第72号議案 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算(第1号)
- 第73号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第74号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第75号議案 令和4年度神河町土地開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 第76号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第2号)
- 第77号議案 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算(第1号)
- 第78号議案 令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算(第1号)
- 第79号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)
- 第80号議案 令和4年度神河町水道事業会計補正予算(第2号)
- 第81号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第2号)
- 第82号議案 令和3年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第85号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第90号議案 令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第91号議案 令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第92号議案 令和3年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第93号議案 令和3年度神河町下水道事業会計決算認定の件

- 第 9 4 号議案 令和 3 年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件
第 9 5 号議案 令和 4 年度神河町一般会計補正予算（第 6 号）

神河町告示第145号

第109回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月24日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和4年9月1日

2 場 所 神河町役場 議場

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

小 寺 俊 輔

○9月15日に応招した議員

木 村 秀 幸

○応招しなかった議員

な し

令和4年 第109回（定例）神河町議会会議録（第1日）

令和4年9月1日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和4年9月1日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第4号 令和3年度（第24期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第6 第66号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第7 第67号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第68号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第69号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第70号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第71号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 第72号議案 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 第73号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第74号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第75号議案 令和4年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 第76号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 第77号議案 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 第78号議案 令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 第79号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 第80号議案 令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 第81号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 第82号議案 令和3年度神河町一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第83号議案 令和3年度神河町介護療育支援事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第84号議案 令和3年度神河町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 件
- 第85号議案 令和3年度神河町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第86号議案 令和3年度神河町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第87号議案 令和3年度神河町土地開発事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第88号議案 令和3年度神河町訪問看護事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第89号議案 令和3年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第90号議案 令和3年度神河町寺前地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第91号議案 令和3年度神河町長谷地区振興基金特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第92号議案 令和3年度神河町水道事業会計決算認定の件
- 第93号議案 令和3年度神河町下水道事業会計決算認定の件
- 第94号議案 令和3年度公立神崎総合病院事業会計決算認定の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 報告第4号 令和3年度（第24期）株式会社神崎フード経営状況報告の件
- 日程第5 報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件
- 日程第6 第66号議案 専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町一般会計補正予算（第4号））
- 日程第7 第67号議案 神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 第68号議案 神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第9 第69号議案 神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第10 第70号議案 神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第71号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 第72号議案 令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 第73号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 第74号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 第75号議案 令和4年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第16 第76号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
 日程第17 第77号議案 令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第18 第78号議案 令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）
 日程第19 第79号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第20 第80号議案 令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第2号）
 日程第21 第81号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）

出席議員（10名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 小島義次 | 7番 松岡宣彦 |
| 3番 澤田俊一 | 8番 藤森正晴 |
| 4番 廣納良幸 | 9番 藤原資広 |
| 5番 安部重助 | 11番 栗原廣哉 |
| 6番 吉岡嘉宏 | 12番 小寺俊輔 |

欠席議員（1名）

- 2番 木村秀幸

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

- 局長 小林英和 主査 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|--------|-------------------|-----------|
| 町長 | 山名宗悟 | 建設課長 | 野崎直規 |
| 副町長 | 前田義人 | 地籍課長 | 藤田晋作 |
| 教育長 | 入江多喜夫 | 上下水道課長 | 谷 和 人 |
| 総務課長 | 岡部成幸 | 健康福祉課長 | 桐月俊彦 |
| 総務課参事兼財政特命参事 | | 健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 | |
| | 黒田勝樹 | | 木村弘美 |
| 税務課長 | 長井千晴 | 会計管理者兼会計課長 | |
| 住民生活課長 | 平岡民雄 | | 北川由美 |
| 住民生活課副課長兼防災特命参事 | | 町参事兼病院副院長兼事務長 | |
| | 井出 博 | | 春名常洋 |
| 農林政策課長 | 前川穂積 | 病院総務課長兼施設課長 | |
| ひと・まち・みらい課長 | | | 井上淳一朗 |

..... 真 弓 憲 吾 教育課長兼給食センター所長
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事 高 橋 宏 安
..... 石 橋 啓 明 教育課参事兼社会教育特命参事
..... 宮 本 公 平

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。なお、アクリル板が設置してありますので、以後はマスクを外させていただきます。

朝夕の涼しさに秋の訪れを感じますが、日中はまだまだ暑い日が続いております。

閉会中を振り返りますと、北陸・東北地方の5県35市町村での豪雨災害をはじめとした自然災害が各地で発生しております。被災された方々にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。幸いにも神河町では大きな災害は発生しておりませんが、台風11号の今後の動きも気になるところであります。行政・担当課には引き続き町民の皆様の生命、財産を守る不断の努力をお願いしておきます。

また、7月に入り、新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大し、神河町でも累計感染者数が1,000人を超えております。まだまだ終息の兆しは見えず、町民の皆様には不安な日々を過ごされていることと思います。国、県からは特に行動制限に関わる方針は出されていませんが、皆様一人一人が基本的な感染対策を徹底されますようお願い申し上げます。

そういった中、8月6日、3年ぶりにかみかわ夏まつりが開催され、神河町の夜空に大輪の花が咲き乱れました。コロナ禍の中、開催に尽力されましたかみかわ夏まつり実行委員会の皆様をはじめ、御協力いただいた全ての皆様に感謝申し上げます。規模を縮小し、花火の打ち上げのみとなりましたが、打ち上がるたびに沸き起こる歓声や子供たちのはしゃぐ姿を目の当たりにし、感慨深い思いとともに、改めて未来につながるまちづくりの責任を痛感いたしました。

本日、ここに第109回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては、定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため、誠に御同慶に堪えません。後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に町長から提出されます案件は、報告、承認、条例の一部改正、補正予算、令和3年度決算認定の計31件であります。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

なお、今期定例会からIT推進化により、タブレットでの運用となっております。各議員、町当局ともに、不慣れではございますので、何分御容赦お願い申し上げます。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。私もアクリル板がございまして、これ以降はマスクを外させていただきます。

暦の上では処暑、厳しい暑さも峠を越える頃となりまして、稲穂も黄金色に輝き始め、神河町では稲刈りが始まっています。第七波の新型コロナウイルス感染の収束する気配が見えない中ではありますが、ここに来て若干の感染者の減少傾向となってきました。神河町では県の方針に基づき、引き続き基本的な感染対策とワクチン接種の啓発、そして、兵庫県と連携して発熱のある方への抗原検査キットの配付や、感染の症状はないが不安のある方を対象に無料検査の受付を行っているところです。今後、国の感染者対応の見直し、新ワクチン接種の実施など、新たな動きに即時対応できるよう、神河町の体制を整えてまいります。

さて、先ほど議長のお挨拶もございましたが、8月6日、かみかわ夏まつりが3年ぶりに開催されました。コロナ感染症対策のため花火のみの開催となりましたが、神河町の夜空に大輪の花が咲くたびに神崎小学校グラウンドは大きな歓声に包まれました。多くの笑顔に包まれた花火大会開催に当たり、企画運営をはじめとして、安全開催のために警備や防犯パトロール等に御協力くださいました全ての関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

21日には、2050神河将来ビジョン策定に併せた、神河みらい創造ワークショップが神河中学校で開催され、中学生や高校生、役場若手職員及び応募いただきました一般の皆様、計45名の方に御参加いただき、2050年の神河町の姿について様々な御意見をいただきました。これから意見集約を行い、神河町のなりたい姿をイメージして、持続可能な神河将来ビジョン策定に取り組んでまいります。

そして、この暑い夏、「かみかわっ子」が大活躍しました。神崎高校3年生の藤原智喜さんが全国高校自転車競技大会に、園田学園3年生の藤原かれんさんが全国高校陸上競技大会に、神河中学校3年生の藤原遼輔さん、1年生の杉本龍一さん、同じく1年生の藤原蓮さんが、近畿、14歳以下のクラブバレーボール交流大会出場のほか、第10回科学の甲子園ジュニア全国大会、兵庫県大会が神戸市で開催されまして、県下の中学1、2年生3名でチーム編成し、数学、理科の筆記試験やものづくり、コミュニケーション能力を競い合い、神河町から参加の足立瑚花さん、坂本菜緒さん、藤原朱希さんの神河ガールズが、県下67チーム中、見事3位に入賞されました。さらに、全国小学校陸上競技交流大会が横浜市で開催され、神崎小学校の宮永湊叶さん、寺前小学校の青木胡麦さんが、80メートルハードルと走り高跳びの合計点で競うコンバインドに出場されました。男子A部門で宮永さんは6位、女子A部門で青木さんは4位と、いずれも兵庫県大会を上回る高得点で入賞されました。「かみかわっ子」は、コロナ禍にあっても力いっぱい、頑張っています。これからの活躍に期待するとともに、我々大人も多くの

勇気や元気をいただきました。

次に、現在精力的に進めています、地域自治協議会について、越知谷ブロックにおいて事務局長が決定したことを受け、8月1日に委嘱状の交付を行いました。今後は、各区役員、事務局長及び役場事務局が中心となり、令和5年4月の協議会設立に向けて準備を進めてまいります。その他のブロックについては、令和6年4月の協議会設立に向けて準備を進めていきます。

いよいよ本格的な台風シーズンの到来です。11号の進路が気になるところですが、皆様には秋雨前線や突発的豪雨への備えとして、いま一度、万一に備えた防災用品の点検と確認、そして、神河町からの防災情報等に注意いただきますようお願いいたします。

さて、本日は、第109回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様の御出席を賜り議会が開催されますこと、厚くお礼申し上げます。今定例会には、報告2件、専決処分の承認1件、条例改正4件、令和4年度補正予算11件、そして、令和3年度各会計の決算認定13件の計31件であります。議員各位には慎重審議いただき、御承認、可決賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

午前9時10分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達していますので、第109回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。なお、木村秀幸議員より病気加療中のため欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名いたします。

5番、安部重助議員、6番、吉岡嘉宏議員、以上2名を指名します。

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、先般開かれました議会運営委員会の決定事項について、報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） おはようございます。マスクを外させていただきます。議会運営委員長の安部です。去る8月26日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、本定例会の会期ですが、本日から9月28日までの28日間と決定しております。

町長から提出されます議案は、報告2件、専決処分の承認1件、条例の一部改正4件、令和4年度補正予算11件、神河町一般会計・特別会計・企業会計の決算認定13件の計31件であります。

議会からの提出議案、閉会中に受理した請願、陳情等はありませんでした。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目と明日の第2日目は提案説明の後に質疑を行い、報告第4号、第5号及び第66号議案から第70号議案については、表決をお願いすることにしております。

第71号議案については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

第72号議案、第74号議案から第78号議案、第80号議案の各特別会計補正予算については表決を。

第73号議案、国民健康保険事業特別会計補正予算、第79号議案、浄化槽事業特別会計補正予算、第81号議案、公立神崎総合病院事業会計補正予算は、総務文教常任委員会に付託します一般会計補正予算との関連がありますので、第6日目の最終日採決としております。

第82号議案から第94号議案の令和3年度各会計決算認定については、一括して提案説明を受けた後、藤後代表監査委員から令和3年度各会計決算について、審査の結果を報告していただきます。

決算認定に伴う質疑は第3日目と第4日目に行い、設置いたします決算特別委員会に審査を付託することにしております。なお、決算特別委員会委員は、議会運営基準第120条の規定により、議長と議会選出監査委員を除く全議員を選出することにしております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを8月23日の午後3時とし、通告があった4人の議員により、本会議第5日目の15日に行います。

28日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告の後、表決をお願いすることとしております。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程等について決定し、議長にお願いしてあります。議員各位には格段の御協力をお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

それでは、日程に戻ります。

日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月28日までの28日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から9月28日までの28日間と決定しました。

日程第3 諸報告

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査の監査結果報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、澤田俊一総務文教常任委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。マスクを外させていただきます。総務文教常任委員会委員長の澤田です。閉会中の7月27日と8月19日に総務文教常任委員会を開催し、所管事務について調査を行いましたので、その主な内容を報告いたします。

お手元の開催結果報告書を御覧ください。

まず、7月27日に総務課所管の廃校跡地整備活用事業について現地調査を行いました。旧地域交流センターのゲートウェイアジア合同会社によります「神戸国際アカデミー」、旧越知谷小学校・幼稚園の但馬米穀株式会社による「みどりのパーク」、旧川上小学校の株式会社BugMoによる「神河ファーム」、以上、3か所の事業所の代表者や施設長から、事業内容と現状について説明を受けました。それぞれ、コロナ禍で当初計画どおりの事業推進に影響を受けておられる様子ですが、事業のさらなる発展と雇用も含めた地域との連携をお願いいたしました。

次に、8月19日に各所管課の継続調査事項について事務調査を行いました。

まず、教育委員会教育課の学校教育についてであります。

小学校の適正規模・適正配置について、長谷小学校・幼稚園を考える会で6月23日にPTA役員と協議を行い、教育委員会が小学5年生以下の保護者12名と未就学の保護者9名との個人面談を7月25日から8月12日まで実施しました。今後、個人面談の結果を集約した上でPTA役員と協議を早々に行いますとのことです。

質疑としまして、未就学児の年齢の内訳は。休園になっている長谷幼稚園の再開の目途と今後の方針について。

現在の未就学児の年齢の内訳は、ゼロ歳児が3名、1歳児が6名、2歳児が1名、3歳児が1名、計11名、9世帯である。

長谷幼稚園の再開については、まず、4歳・5歳児で3名、それに満たないときは3歳児も含めて3名以上の入園希望があれば再開することで進める。10月の募集状況を見て対応したいとのことでありました。

次に、幼稚園への未就労家庭の幼児受入れ体制について、幼稚園の総括教諭との協議

を行うとともに、神河町立幼稚園管理規則と神河町立幼稚園における預かり保育に関する条例施行規則の一部改正など、課題整理を行っています。

令和5年4月からの3歳児受入れ開始に向けて募集チラシを作成し、該当者に個別郵送するとともに、10月広報と町ホームページで周知し、10月17日から11月18日まで募集をしますとのことでありました。

質疑として、募集チラシ（案）を見ると、一般住民が見ても何が始まるのか分からない。特に、認定区分のところに1号認定と記載してあるが、1号認定とは何か、専門的な行政用語で分からない。タイトルの「神河町立幼稚園では、令和5年度から3歳児保育を始めます」の次に、「これまで3歳児保育は両親が共働きの場合しか認められませんでした、共働きでなくても利用できるようになります」と、一番のポイントを記載すべきではないかの問いに対しまして、御指摘のとおり、町民に分かりやすいように表現を変えよとの回答でありました。

関連した質疑としまして、未就労家庭の3歳児保育はすごい進歩だと思う、次のステップとして、1歳児・2歳児はどうするのか、改善策を考えてほしい。数日前の神戸新聞に「ワンオペレーション育児でノイローゼになる。お父さんが仕事に行き、お母さんが1人で0歳児から2歳児ぐらゐまでを見ていると、精神的におかしくなり、子どもを殺したいと思った」という内容の記事があった。昔であれば祖父母が同居して、みんなで子育てし、負担が少なかったが、今は核家族化が進み、両親と子供というケースが多い。祖父母がいない家庭のゼロ歳、1歳、2歳児対応が必ず必要と考えるが、教育長の考えはの問いに対しまして、健康福祉課の保健師は、子供が生まれる前から、そして、ゼロ歳、1歳、2歳の子を抱えた家庭への育児に関してのアドバイスのようなケアをしていると聞いている。今後は、健康福祉課との連携も含めて考えていきたいとの回答でありました。

次に、GIGAスクールの推進について、6月23日に学校情報担当教諭のリモート会議を開催し、活用に向けた協議、ソフトの内容協議、利用上の不具合の確認を行いました。

質疑として、学年ごとにタブレットの習熟度、苦手な子供に対する支援はどうか。タブレットを活用することによる学習効果はの問いに対しまして、タブレットを活用する機会を多く設けるようにしている。習熟度は、小学3年生以上ぐらゐからは、学年が上がれば上がるほど問題なく使っている。1年生、2年生はサポートがないと難しい状態である。

学習効果については、一つの例として、個々の意見を集約して、大きなスクリーンで見ることにより、多様な意見を瞬時にして得ることができる。多様な学びにつながっている。今後も教師の力量を高めていきたいとの回答でありました。

次に、幼・小・中学校の新型コロナウイルス感染症対策については、校長会や教育委員会において適宜協議をしています。

新型コロナウイルス感染症により、夏休み前の7月19日と20日に神河中学校1年で、7月20日に神崎小学校1年でそれぞれ1クラス学級閉鎖をしました。学校関係者の感染者数は8月12日時点で、幼稚園10名、小学校57名、中学校42名、計109名とのことであります。

質疑として、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖を行う基準はの問いに対しまして、最新のマニュアルでは、1点目として、1学級に感染者が複数名発生した場合、2点目として、感染者が1名と体調不良や感染のおそれのある児童・生徒が複数名いる場合という2つの基準があり、第六波まではこの基準で対応していた。しかし、第七波は感染が早く広がっており、家庭内感染が非常に多く、学校内での感染拡大はない場合がほとんどなので、弾力的な運用で状況を見ながら判断しているとのことであります。

次に、社会教育の関係で、町民温水プールについて、当初予算で計上済みの修繕箇所以外に、シャワー室の天井劣化、貯水槽の水位調整機器の故障など多くの修繕必要箇所が判明しました。利用者が安全に利用できるように、緊急度が高いところから修繕を実施していくとのことであります。

質疑として、修繕箇所が多い町民温水プールの今後の対応はに対しまして、基本的には社会教育施設長寿命化計画に基づいて実施していくとの回答でありました。

次に、きらきら館の事務所と創作室のエアコンが故障したが、竣工から22年経過しており、修理部品がないため更新工事が必要です。現在、長谷小学校からスポットクーラー4台を借りて対応していますとのことであります。

次に、町指定文化財の猪篠大歳神社について、小動物による被害や経年劣化で修理が必要となり、6月8日から7月15日にかけて実施された保存修理に補助が出ました。

質疑としまして、どこの区においても神社仏閣の維持管理に大変苦勞している。猪篠大歳神社は指定文化財なので修理に対して補助があるが、文化財の指定には基準があるのかの問いに対しまして、文化財の指定は一定の基準に基づいて行っている。猪篠大歳神社は建物全体ではなく、中にある小さなほこらの部分だけが文化財に指定されている。町指定文化財の保存整備に対する補助金は、補助対象経費の2分の1以内の額で、50万円を上限としている。猪篠大歳神社の修繕費は総額約140万円で、上限50万円の町補助を受け、残りの約90万円は地元が負担されているとのことであります。

次に、公民館についてです。第17回ふるさと文化祭事業は、11月の芸能発表と作品展示について、昨年と同様にコロナ禍であるため、お茶席や昼食場所を設けずに実施する予定とのことです。

次に、施設設備・機器改修の主なものとして、7月25日にグリンデルホールの舞台カメラ映像設備更新工事の入札が実施され、テラマエ設備工業株式会社が落札されました。契約金額は616万円、工期は令和4年8月1日から令和5年3月25日までとのことであります。

施設改修に関連した質疑としまして、神崎公民館の空調に不具合があると聞いている

が、現状はの問いに対しまして、神崎公民館大ホールの空調が6月末頃から故障しており、修理部品がなく修理が不可能となっている。施設を予約されている方には神崎公民館のロビーや視聴覚室への変更をお願いし、シニアカレッジ教養講座は会場をグリーンデルホールへ変更している。空調機器更新の見積額は約1,200万円と高額であり、現在対応策を検討しているとのことでありました。

加えて、財政特命参事から回答があり、公共施設等総合管理計画の中で、適正な配置や規模も含めて今後の在り方について考えていきたい。神崎公民館の空調については、実際には3,000万円ぐらいかかる予定である。耐震に問題がある施設に大きな投資を行うことは妥当性に欠けると思っている。違った工法で何とか対応できないか検討している。使用する限りは、住民に安全に快適に使っていただけるように維持管理に努めていきたいとのことでありました。

次に、給食センターについてです。食育の取組について、6月6日から1週間、神河中学校のトライやる生2名を受け入れました。その取組の中で生徒が作成した献立を3学期に採用する予定とのことでありました。

次に、米飯給食を週3回実施しています。子供たちにおいしいお米を食べてもらうために、神河町産コシヒカリを100%使用しております。

次に、1学期の給食への異物混入はゼロ件でした。HACCPに沿って細部にわたり見直しを行った衛生管理マニュアルにより、衛生管理に努めたことも要因と思われるとのことでありました。

次に、将来の学校給食センターの運営方法について、7月14日に財政担当と協議を行いました。今後、市川町総務課も交えて、担当者レベルで協議を行う予定との報告を受けました。

質疑として、7月14日の協議の内容と、市川町にはどのような方針で協議するのかの問いに対しまして、本年度、公共施設等総合管理計画の見直しを行っており、学校給食センターについても委託業者が建物等の点検を実施した。財政担当との協議については、現時点の公共施設等総合管理計画では、長寿命化や大規模改修は行わず、耐用年数が来たら建て替える方針であるが、今回の点検結果の報告を受けた時点で最終判断することとした。市川町の施設もかなり老朽化しており、何とか神河町と広域で更新したい旨の申出を正式に受けているので、神河町の施設をどうするかについて、今年度中に結論を出して回答していきたいとのことでありました。

教育委員会の調査の最後に「県立高等学校教育改革第三次実施計画」によります県立高等学校の統合再編の動きについて、入江教育長から説明を受けました。内容につきましては配付資料で御確認をお願いいたします。

次に、税務課についてであります。

収納率向上の取組として、今年4月からスマートフォン決済サービスによる納付を開始しました。7月末現在、コンビニ納付・スマートフォン決済サービスによる納付額が

合計約5,300万円で、昨年度の同時期と比較して約850万円の増額となっており、一定の効果が出ております。

次に、適正公平な課税実施のために、各担当が課税客体の把握に日々努めています。税法では「申告により課税」が基本となっており、納税義務者の認識不足等による申告遅れもあります。定例管理職会議において、新たな事業展開に関わったり、情報を持っている課については情報提供をお願いしたい旨を依頼し、その情報を基に課税客体に該当するか等を早期に調査できるように取り組んでいるとのことでありました。

次に、7月25日に今年度第2回目の滞納整理対策委員会を開催し、各担当課の滞納繰越執行状況の確認を行うとともに、滞納者の名寄せリストの更新・確認をし、今後の進め方等について協議を行いました。

質疑としまして、滞納税の差押えによる換価額が約13万円とあるが、何件差し押さえたのかの問いに対しまして、件数は、差押え4件、換価4件、換価額が13万3,768円である。

さらに、質問としまして、差押え4件は何を差し押さえたのかの問いに対しまして、令和3年分の所得税の確定申告による還付金を4件差し押さえたとのことでありました。

次に、会計課についてです。

令和4年7月末現在の現金等保管状況は、62億3,482万1,487円です。一時借入金は4月以降ありません。一時預貯金は9億円です。8月19日、委員会当日現在の一時借入金は8億円ですとのことでありました。

次に、支払い事務について、誤送金等、事故が発生しないように業務は手順どおりに行っています。万が一事故が発生した場合に備えて、会計課誤送金対応マニュアルを作成しましたと報告を受けました。

次に、監査委員からの指摘を受け、現金取扱員が各自責任を持って保管している領収印を、安全性の観点と領収日誤りを防止するために、業務終了後に各所属長が保管する保管庫に領収印を保管することに改めたと報告を受けました。

その他、次の質疑がありました。工事の完了検査は、会計管理者の責任として全ての現場を確認しているのかの問いに対しまして、1,000万円以上の工事は必ず現場を確認している。今後は50万円以上の工事について現場の確認を行いたいとのことでありました。

最後に、総務課についてです。

行財政改革推進委員会については、「地方創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革」をテーマとして御意見をいただき、11月の推進委員会において、基本方針と重点項目（案）の骨子の確認を行い、総務文教常任委員会への説明を予定していますとのことでありました。

次に、公共施設等総合管理計画の取組については、各公共施設の個別計画策定に向けて、現地立入検査を7月4日から27日の間に実施しました。調査結果を基に、再度、

各施設管理課のヒアリングを行い、計画策定の取りまとめを行います。これにつきましても、11月の総務文教常任委員会において、詳細説明を行う予定で進めているとのことであります。

次に、地域自治協議会の取組については、令和5年度に設立する越知谷ブロックにおいて、集落支援員も決まり、8月1日に委嘱書を交付しました。9月広報とともに越知谷地区全世帯に令和5年度の地域づくり事業計画と実施体制の資料を配付する予定とのことであります。

次に、土地（山林）の寄附の取扱いについて。総務課が窓口となり農林政策課と調整を図り対応しています。8月23日に第1回神河町寄附受納審査会を開催し、申出がある土地の受納の可否を決定する予定ですと報告受けました。

質疑として、山林の寄附を受けて町が管理できるのかの問いに対しまして、佐用町ではお金を出してでも買い取る方針で動き出している。その背景は、山の間伐が進まないで山が荒れていること。何とか団地化して間伐を進めようとしている。

寄附の条件は、登記が現在の持ち主の名義になっていることで、相続ができていない場合は管理ができていないので、申出を受けることができない。収益につながるかどうか分からないが、山全体としていい方向に持っていきたいと考えているとの回答でありました。

それに対して、例えば雨が降って、山で災害が出たときに、個人管理であれば自然災害で済むかもしれないが、町管理であれば責任を負うリスクもあるので留意願いたいとの指摘につきまして、もちろんリスクがあることも理解した上で預かることもあると。十分注意していきたいとの回答でありました。

その他、次の質疑がありました。兵庫情報スーパーハイウェイと兵庫情報ハイウェイの違いはの問いに対しまして、東京と神戸を結んでいるのが兵庫情報スーパーハイウェイで、兵庫県内を結んでいるのが兵庫情報ハイウェイである。現在、神河町は、兵庫情報ハイウェイとインターネットを結んでおり、1ギガで対応している。このたび、県が兵庫情報ハイウェイを1ギガ増設したので、神河町は2ギガの申請を行い、町内のインターネット利用者の環境をよりよくしたいと考えている。9月定例会に2ギガに対応する機器の補正予算を計上したいとのことであります。

以上で各課の報告を終わりますが、最後に所管事務調査のまとめとしまして、5月の事務調査において、各委員から指摘があった事項については、今回の事務調査までにはほぼ進捗している旨の報告がありました。

2点目としまして、事務事業進捗管理シートについて、この時期にチェック欄に記載がない課がありました。PDCAサイクルを理解して、この様式を有効に活用できるように、副町長に指導をお願いいたしました。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これ以外の事項や質疑応答の内容につきましては、お手元の報告書にまとめておりますので、御覧いただきたいと思います。

で総務文教常任委員会の報告を終わります。（「澤田委員長」と呼ぶ者あり）

申し訳ございません。8月19日現在の一時預貯金は8億円というところを、一時借入金と申し上げました。申し訳ございません。正しくは一時預貯金8億円であります。訂正し、おわび申し上げます。

以上で終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、民生福祉常任委員会、小島義次民生福祉常任委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 民生福祉常任委員会委員長の小島義次です。マスクを外させていただきます。過日、8月17日に開催されました民生福祉常任委員会所管事務について調査した結果を報告いたします。

まず、公立神崎総合病院執行状況について説明がありました。入院患者数は276人、外来患者数は1万6,103人です。

主な質疑応答では、入院患者で十数名の新型コロナウイルス感染症陽性者が確認されているが、重症化等に至っていないかとの問いに対しまして、当該病棟で8月10日までに入院患者44名中16名の陽性が確認された。現在は、退院が1名、コロナの陽性が直接の原因ではないが亡くなった方が1名、感染後10日経過者が4名、8月18日以降、感染後10日経過者が10名の状況であるとの答弁でした。

次に、アイチケット導入について進捗状況はとの問いがありました。このアイチケットといいますのは、スマホのアプリのことで、病院の外のどこにいても、順番が来たことをスマホで通知してもらえる方法ということだそうです。その問いに対しまして、アイチケットの活用は効果が期待できるので、必要に応じて実施していく。自動精算機の導入については消極的であったが、積極的に導入する価値はあるのではないかと意見交換も行っているとの答弁でした。

続いて、予算執行状況で、医業収益の入院収益が6,288万円の収益増になっている。2か月連続で入院患者の増だが、ベッドの稼働率が上がっている要因をどのように分析しているかとの問いに対しまして、救急患者の受入れ数の増加が要因である。昨年度比較で、4月は256件から290件に、5月は332件から419件に増加している。救急患者のうち約25%が入院しているとの答弁がありました。

次に、重要事項への取組状況で、健全経営に向けた取組状況については、住民アンケート調査結果への対応について課題整理や意見交換を行っているとのことでした。

次に、公立神崎総合病院経営改善計画（仮称）策定の進捗状況については、令和5年度中の策定を目指すとのことでした。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策の推進について、ワクチン接種4回目は、病院職員等、そして、町高齢者には、7月からは8月にかけて行われました。また、5歳から11歳の児童は夏休み、8月3日に4人、8月24日に4人でしたということです。

休日における発熱外来の特別対応、第七波対応としまして、7月23日から当分の間、

休日における検査を北館1階イベントホールで行うとのことです。

これに対して、主な質疑応答として、マネジメント強化事業で短期、中長期という言葉があるが、期間的にどのくらいの範囲なのかとの問いに、短期はおおむね年度内、もしくは1年以内をイメージしている。中長期は、1年を超え、2年から3年を想定している。病院の在り方や今後の機能となると、今後の職員数等、クリアすべき非常に重たい問題も含めている。また、組織の改革にも重きを置いていく必要があると考えており、何とか改善の方向に持っていきたいとの答弁がありました。

次に、訪問看護事業についてです。令和4年5月末では、利用者が349人で、収入と支出の差引きはマイナスの1,106万8,327円となっていますが、これは報酬が2か月遅れで入るためとのことです。

介護療育支援事業について、4年5月末には、小児療育延べ利用児童は362人となっています。

次に、健康福祉課です。

地域包括ケアシステムにつきまして、在宅療養の手引の説明がありました。7月14日に老人クラブ理事会と、7月19日、老人クラブ女性会、また、8月25日には民生児童委員に行われたということです。

主な質疑応答では、地域自治協議会と生活支援協議体とは違うと思う。地域自治協議会の立ち上がりを待っているのは健康福祉課の大事なシステムが動かないと思う。別で考えたほうがいいのかとの問いに対しまして、地域自治協議会が立ち上がるまでに生活支援協議体の取組をしたいところは支援する。並行して考えていきたいとの答弁でした。

高齢者福祉等、関係事業の取組・検討状況につきまして、神崎総合病院北館のイベントホールの活用についてですが、集いの場開催に向けて各種ボランティア団体への説明会が8月9日、10日に開催されました。

このことについて質疑応答がありました。集いの場の再開について、ボランティアとして参加すると、1回で1ポイントがもらえ、20ポイントで換金できる。10人のボランティアなら10人分になるのか。また、予算は確保しているのかとの問いに、今年からボランティアのポイント制を実施している。登録制で、1か月で2回以上の参加、1回が大体2時間、65歳以上が3人以上いることが条件である。1回のボランティアで1ポイント、1か月で2ポイントになり、年間で24ポイントになる。1ポイントにつき100円の費用を算出している。使い方は自由で、予算は地域介護予防活動支援事業で計上しているとの答弁がありました。

次に、障害者福祉事業及び施設の整備について、生活支援事業所「のどか」が、これは新規開設で上岩区に開設されたもので、5月1日の開始で、生活介護が1名、日中一時、1名使用とのことです。

次に、食育及び健康増進事業の取組状況について、質疑応答がありました。若い世代とあるが何歳ぐらいを指しているのかとの問いに、基本的に働き盛りで働き世代と考え

ているが、60歳未満の方ということで修正するとの答弁でした。

次、新型コロナウイルス等感染症予防対策についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種状況は、3回目接種率が、対人口比で66.02%、4回目接種日、これは開始日が7月5日で、60歳以上、そして、18から19歳の基礎疾患がある方、また、医療従事者が該当するとのことでした。

さらに、抗原検査キットの配付、これは8月9日から実施されていますが、医療機関の逼迫回避のため、2歳から59歳で基礎疾患がなく軽症の方に対し、自ら検査を行い、自主療養するためのものであるということで、神河町割当て分が950セットあって、8月16日現在で34セット使用しているとのことでした。

このことについて質疑がありました。濃厚接触者の抗原検査やPCR検査はしてもらえないのか。町として検査キットを確保しておき、濃厚接触者に配付できないかとの問いに対し、濃厚接触者については、症状がある場合に限り検査キットを配付する。濃厚接触者は感染者と接触した日から5日間の自宅待機となり、症状があり、検査して陽性が出れば、10日間の自宅待機になる。抗原検査キット無償化事業は、病院での感染リスクを避けるためのものであるとの答弁でありました。

その他、質疑応答では、生活保護受給者がボランティアなどをしながら自立して働けるようになったと聞いたことがある。ケースワーカー等、生活保護受給者の後押しをしてくれる方があればよいと思うとの問いかけに、県も働ける方には、定期的に仕事のあっせんをするなど、生活保護から自立できるような取組も行っているとの答弁でした。

次に、住民生活課です。

広域行政（ごみ処理、し尿処理）の今後の行方について。6月に議会全員協議会、7月に市川町浅野区住民説明会で基本計画や今後のスケジュール等、建設委員会で余熱利用についての協議。今後は計画検討委員会の開催、土地造成実施設計、土地の鑑定評価業務などを進めるとのことです。

次に、防災の取組では。自主防災かみかわ防災士資格取得に5人が申請したとのことでした。

防犯対策については、特殊詐欺等被害防止対策事業補助金申請件数は、自動録音電話機の2件でしたということです。

主な質疑応答ですが、吉富区から特定空家対策要望に対しての進捗はどうかとの問いに、所有権の確定を先行し、並行して相続人の調査も進めている。相続人が空き家の管理者と確認できた時点で現状を是正していただくようお願いする。相続人個人では対応できない場合は、特定空家の認定、除却費用の補助を提案し進めていくとの答弁でした。

続いて、クールチョイス推進事業の取組状況について。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金応募申請を令和4年4月15日と6月10日の2回申請しましたが、いずれも不採択の通知だったということで、次年度に再申請予定とのことでした。

主な質疑では、クールチョイスなまち宣言に関連して、カーボンニュートラルな町、

先進地としていきたいという思い、目指す方向を分かりやすく啓発することが必要ではないか。脱炭素区域設定のためのゾーニング調査事業が不採択になっても、単費で推進する姿勢を見せてほしいがどうかとの問いに対しまして、現時点で、環境省事業を活用して進めていきたい。国の動向、状況を見ながら、同様の補助事業を活用し対応したい。他の市町の状況も確認しながら、採択されるよう努めたいとの答弁がありました。

その他で、姫路市中播消防署建て替えについてですが、これについて質疑応答がありました。中播消防署建て替えの今後のスケジュールはとの問いに、建設される周囲の住民のことも考慮し慎重に進め、9月には方向性を出していきたいとの答弁でした。

次に、上下水道課です。

取組状況は、施設、山田浄水場、沈殿ろ過器の塗装、山田第1配水池更新工事、10月予定で、管路は5管路、長谷、中村、寺前、寺野、福本が入札済みとのこと。

質疑の中におきまして、料金事務及び滞納整理事務の委託検討について、委託すると経営コストが確実に下がるのかとの問いに対しまして、朝来市からお誘いを受け、広域での委託を検討している。今後、神崎郡3町での広域化も検討していきたい。広域での委託はメリットもあると考えているとの答弁でした。

以上、主なものを報告しましたが、詳細は資料を御覧ください。

これで民生福祉常任委員会の報告を終わります。（「小島委員長」と呼ぶ者あり）

失礼しました。ちょっと訂正を申し上げます。新型コロナワクチン接種状況で、4回目接種で18歳から59歳の基礎疾患がある方というところを、18歳から19歳と申し上げてしまいました。正しくは18歳から59歳です。訂正し、おわび申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴産業建設常任委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） マスクを外させてもらいます。8番、藤森です。産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は、去る8月22日に開催をいたしました。

初めに、建設課であります。

橋梁長寿命化修繕事業、石枕、根宇野区、寺ノ元橋、川上区、祇園南橋、上小田区の工事は完了しました。

主な質疑であります。町道のセンターライン、外側線が消えているところがあるが、安全対策として対応が必要ではないのかという質疑に対し、舗装の状況と白線の消え具合を見ながら対応していきたい。外側線については、通学路の安全対策を考え、グリーンベルトへの方向を進めていますとのことあります。

次の質疑であります。加美宍粟線改良促進議会連絡協議会で取り組んでいる、宍粟市一宮本谷から上小田間のトンネル計画の起点はどうなっているのか。これに対して、宍粟市の染河内内において、加美宍粟線の改良促進協議会を立ち上げ、現在進められている能倉バイパス工事が令和5年度完成予定であり、その後、次の坂ノ辻峠間を部分改良

し、その後にトンネルの要望をしていく予定であるとのことであります。神河町としても、上小田区と協議し、進めていきたいとの答弁であります。

これに対して、次の県道加美穴栗線改良促進議会連絡協議会の中で、起点はまだ決まっていないとは言えないのではないかの質問に対して、両市町の事務局と連携しながら進めていきたいとの答弁であります。

次に、8月2日に県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会が開催されました。比延地内の道路改良工事は、8月末完了予定であります。新たに寺前から大河地内の歩道マウンドアップの改良要望をいたしております。

次に、地籍課であります。

地籍調査事業は順調に進捗しています。

質疑であります。現地調査において事故等はなかったのか。これに対して、事故は2件発生し、1件は熱中症の症状が出て、下山し、回復していますとのことであります。もう1件は、ダニに刺され、病院で切開手術を受けている。今後も安全対策を万全にし、気をつけたいとのことあります。

次に、農林政策課であります。

かんざき大黒茶屋の入り込み客数状況は、ほぼコロナ前の水準に戻り、7月は過去最高となりました。7月から道の駅「銀の馬車道・神河」でゆずちゃんを自動販売機で販売しております。

質疑でございます。住民から有害駆除活動の鉄砲音の苦情を聞くが、定期的な周知ではなく、告知放送と周知を多くすべきではないかの質疑に対し、駆除期間中は定期的に告知放送等で周知している。事前に駆除期間が分かれば対応できるが、急遽駆除を行う場合は、猟友会とも相談し対応していきたいとのことあります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。

旧栗賀小学校跡地整備事業であります。旧栗賀小学校跡地の公園、図書、コミュニティ施設整備事業については、設計業者をプロポーザル方式で公募し、16社の応募がありました。書類審査等で3社に絞り、地元検討委員会と協議をし、東畑建築事務所に決定しました。その設計による施設整備のイメージ案を公表し、一般、中学・高校生、職員から意見を募集し、504件の意見書が提出されました。

これに対する質疑であります。既に基本設計ができている段階で意見の募集は遅い。設計前に意見を募集すべきである。今の段階で意見を反映できるのかとの質疑であります。これに対して、業者からの提案について意見をいただくものであり、今後、意見を参考に、基本設計、詳細設計を進めていくであります。

次の質疑であります。意見の募集は、新聞折り込み、ホームページ等でやったが、新聞を購読していない家庭は折り込みを見ていない。町の広報紙のように全世帯に配布すべきでなかったのかの質疑であります。これに対して、新聞を購読していない家庭のために、ホームページや告知放送等で広報をしたとのことあります。

次の質疑であります。町民からの要望書等受け取る際には、説明や回答で丁寧な対応をすべきではなかったのか。対応が悪いとの意見を聞いたがどうだったのかの質疑であります。これに対して、誠意を持って対応や話し合いをしていきたいとのことあります。

次の質疑であります。グラウンドゴルフ場の要望書が提出されているが、どう対応するのかであります。これに対して、署名と一緒に要望書を頂いている。3面コート of 要望であり、かなり面積を要する。各区、グリーンエコー笠形にもコートがあり、重複施設となるので難しい状況であるとの答弁であります。これに対して、重複施設と考えるのはおかしい。若者から高齢者、世代を超えた人々が交流する施設こそコミュニティではないのか。これに対してであります。これまで進めてきた公園、図書、コミュニティ施設というのが大きく変わってくる、その辺を踏まえて検討していきたいとの答弁であります。

次の質疑であります。今回の意見募集で提案された方への回答はどうするのかであります。これに対し、提出された意見、個々への回答は難しいが、全体のイメージを公表することで回答としたいとのことあります。

次に、議会からであります。旧粟賀小学校跡地の施設整備については、随時の報告をするように求めています。

次に、デマンド交通事業であります。プロポーザル方式で交通運行システム導入業者を決定し、オペレーター業務については、(公社)中播広域シルバー人材センターに委託。受付場所は大河内保健福祉センターの一室を利用することを検討していますとのことです。

次に質疑であります。全路線での試験運行を提案していたが、検討されたのか。この質疑に対して、コミュニティバスの乗車数が少なくなる時間帯に限り運行するので、まず川上方面で試験運行をし、早期に全路線に広げていくと考えておりますとのことあります。

次の、質疑であります。将来的に4つの地区で運行となる。4台の車両が必要ではないのか、どうするのかの質疑であります。一度に運行するのではなく、川上地区での運行状況を見ながら増やしていくとの答弁であります。

次の質疑であります。コミュニティバスを運行するのではなく、利用者のニーズに合った運行を目指されるのかであります。これに対して、利用者の少ない昼間の時間帯、10時から15時を改良したいのと、バス停までの距離が遠いとの指摘があり、バス停をごみステーションレベルとして運行するであります。

次の質疑であります。オペレーター業務を(公社)中播広域シルバー人材センターに委託することについて、将来的に町内全域に広げていくのであれば、固定の職員を雇ったほうが、今後の展開の上でも有利になるのではないかの質疑に対し、十分考えながら進めていきたい。まずは職員がシステムを習熟することが一番であり、オペレーターの

管理もしながら運用していくことが基本である。（公社）中播シルバー人材センターへの委託については、今後の検討課題としたいとのことであります。

次の質疑であります。システム導入をプロポーザルで実施されたが、業者の提案内容はの質疑であります。これに対して、3社の応募があり、コガソフトウェア株式会社に決定いたしました。システムについては大差はないが、データ解析ツールを多く備えており、決定いたしましたとのことであります。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、私のほうから、6月定例会以降、閉会中の主立った事項を報告いたします。

7月2日、人権啓発講演会がグリンデルホールで開催され、各議員と私が出席しております。

7月5日、第193回兵庫県町議会議員公務災害補償組合議会定例会が神戸で開催され、私が出席しています。議事は、副議長の選挙、令和3年度同組合一般会計歳入歳出決算の認定、同組合職員等の旅費に関する条例及び同組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、監査委員の選任同意など、原案のとおり承認、可決しました。

同じく、7月5日、兵庫県町議会議長会第2回臨時総会が神戸で開催され、私が出席しています。協議事項は、令和3年度兵庫県町議会議長一般会計歳入歳出決算の認定、令和5年度予算編成及び施策の策定に関する要望、兵庫県町議会議長会旅費規程の一部改正など、原案のとおり承認、可決しました。

7月6日、「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会が福崎町エルデホールで開催され、私と各議員が出席しております。

7月6日から7日にかけて、兵庫県町監査委員協議会臨時総会及び第1回研修会が神戸で開催され、藤後秀喜代表監査委員、吉岡嘉宏議選監査委員が出席されております。

7月11日、中播衛生施設事務組合議会臨時会が開かれ、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、監査委員の選任について、原案のとおり同意し、副議長選挙を行いました。

7月12日、加東市議会産業厚生常任委員会が、空き家バンク制度及び空き家の利活用について行政視察に来町されています。議会からは藤森正晴産業建設常任委員長と私が、行政からは山名町長、ひと・まち・みらい課長、住民生活課長と担当職員に対応していただきました。

同じく7月12日、かみかわ夏まつり第2回運営委員会が開催され、私が出席しています。

7月20日、神崎郡町議会議長会で、片山安孝兵庫県副知事を訪問し、兵庫県の情勢、郡内各町の状況など、意見交換を行いました。

同じく7月20日、副知事訪問の後、郡議長会を開催し、令和4年度神崎郡議会議員

研究会、情報交換会の開催について協議を行い、令和5年1月に実施する方向で調整することとなりました。

7月21日、兵庫県町議会議長会主催の令和4年度新議員研修会が神戸で開かれ、木村秀幸議員、松岡宣彦議員、藤原資広議員が参加されております。

7月22日、全国過疎自立促進連盟、兵庫県支部総会が神戸で開催され、私が出席しています。

7月29日、反核平和の火リレーミニ集会が行われ、私が役場本庁舎玄関前にてランナーの激励をいたしました。

7月30日、かみかわ夏まつり第3回運営委員会が開催され、私が出席しています。

7月31日、福本遺跡発掘調査現地説明会が開催され、各議員が参加されております。

8月1日、神崎郡人権教育研究大会がグリンデルホールで開催され、私が出席しています。

8月2日、県道長谷市川線改良促進議会連絡協議会総会が市川町役場で開かれ、藤森正晴産業建設常任委員長ほか委員全員と私が出席しております。議事は、令和3年度の事業報告並びに会計決算、令和4年度の事業計画並びに予算及び令和4年度役員改選についてで、いずれも原案のとおり承認、可決しました。

8月2日、3日、南あわじ市パートナーシップ連携視察として、神河町からは、山名町長、森本商工会長、藤井観光協会会長などと私が出席、南あわじ市から、南あわじ市長、市議会議長、観光協会会長などが出席され、人と物との交流を通して、両市町の活性化を図る施策について協議、打合せを行っております。

8月5日、令和4年度広報研究会が神戸で開催され、広報公聴活動調査特別委員会委員と私が出席しております。

8月6日、かみかわ夏まつりが神崎小学校周辺で開催されました。花火打ち上げのみでの開催となりましたが、約3,000人の来場者がありました。

8月18日、19日、令和4年度市町村議会議員研修が滋賀県で開催され、木村秀幸議員、松岡宣彦議員が出席されております。

8月23日、県議長会主催の正・副委員長研修会が神戸で開催され、各常任委員会、議会運営委員会、人権文化推進特別委員会の正副委員長と私が出席しています。

8月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会が開かれ、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席しております。付議事件は、令和3年度中播衛生施設事務組合一般会計歳入歳出決算認定についての提案説明でございます。

定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、7月8日に第73号を発行し、7月25日に各区長様に配布しております。

以上で閉会中の主立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を10時40分とします。

午前10時18分休憩

午前10時40分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

議案の審議に入る前に申し添えておきます。議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。

また、同規則第55条第1項では、質疑は、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。

会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して、明瞭かつ確かな答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

また、廣納議員より体調の都合により起立困難の届けがあり、着座での発言、挙手をもって採決の意思表示をしたいということでございます。これを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第4 報告第4号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、報告第4号、令和3年度（第24期）株式会社神崎フード経営状況報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第4号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、第24期株式会社神崎フード経営状況報告の件で、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

続いて、第24期の主な経営状況を御報告いたします。コロナ禍の継続、主要取引先の経営統合や自社製造の拡大等を背景に、売上高は13億4,226万円。前期比5,493万円、3.9%の減ですが、税引き後純利益は1,266万円で、9期連続の黒字となりました。利益剰余金の配当は、前期同様に、町へは41万5,000円、剰余金の当期末残高は6,422万円、資本金を含む純資産の期末残高は1億4,772万円でございます。従業員数は101名で、前年比2名減、うち町内在住者は67名。今期は新たにユズ事業に取り組み、御承知のとおり、3月にはゆず香ちゃんの販売を開始し、好評を得ています。

25期には国の事業再構築補助金事業の採択、兵庫西農協からの事業継承を受け、搾汁設備の更新など、ユズ事業の一層の強化が計画されております。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、農林政策課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお

願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。報告第4号につきまして、令和4年6月7日開催の第24期定時株主総会で承認されました株式会社神崎フードの決算報告を御説明いたします。

まず、報告書3ページの会社状況でございます。

(1)主要な事業内容、(2)株式の状況、これには変更ございません。

(3)取締役及び監査役では、令和3年6月の23期株主総会で新たな取締役として、神崎フード、藤田久美氏、同じく、野村浩平氏が就任されております。

(4)従業員数については、一部訂正がございます。表中の社員の欄、男性14名とございますが、これは12名の誤りでございます。訂正し、おわびを申し上げます。その他の人数については変わりはありません。今期は新入社員を2名採用しております。また、全従業員に占める町内在住者の割合は66.34%でございます。

続いて、4ページ、営業報告を御覧ください。

(1)営業状況では、近隣スーパーの相次ぐ閉店、得意先の経営統合等、今後も影響が危惧される生産量減少の要素が。

(3)その他のところでは、ユズ事業への新たな取組について触れられております。

下表の中段、主要得意先の合計は、エスアールジャパン、イオングループ、マルアイ、この3社で、11億4,256万円、5,430万円の前年比減少。前年と比べますと95.5%となっております。

その他取引先の売上げを合わせ、神崎フードの売上合計は13億359万円で、5,787万円の減、前年比95.7%でございます。大黒茶屋店舗売上げは3,867万円、前年比108.2%。

上段(2)に記載のとおり、県の要請による時短営業を3度、延べ140日実施しての増額でございます。

最下段、24期総売上げは、13億4,226万円、前期比5,493万円、3.9%の減となっております。

次に、5ページ、貸借対照表を御覧ください。

まず、左側、資産の部、Ⅰ、流動資産は、合計2億8,142万円。内訳は、現金及び預金、売掛金等でございます。

中段のⅡ、固定資産は、合計6,173万円。有形固定資産は、建物、機械、器具等。無形固定資産は、販売システムのソフト等の残価。投資その他の資産はエスアールジャパンの有価証券等。資産の部合計は、3億4,316万1,479円、前期比約2,500万円増加しております。

次に、右側上段、負債の部を御覧ください。

I、流動負債は、合計1億8,635万円。原材料等の買掛金、未払金等でございます。

II、固定負債、長期借入金。但馬銀行と但陽の分でございます。

負債の部合計は、1億9,543万円。前期比約1,300万円増加しております。

続いて、右側下段、純資産の部、I、株主資本は、合計1億4,772万円。1、資本金、8,350万円、3、利益剰余金が6,422万円。これは前期比約1,200万円増加しております。

純資産の部合計は1億4,772万円、負債・純資産の部の合計は、3億4,316万1,479円でございます。

次に、6ページ、損益計算書でございます。

まず、I、売上高。製品売上高はスーパー等の売上げで、12億8,131万円。物販仕入れ、これは仕入れのおむすび等、大黒売上高、これは弁当等でございます。これを加え、売上値引戻り高、これは売上げに係る経費でございますが、これを差し引きまして、売上高総計は、右欄の13億3,398万円。2期連続の売上減で、5年前、19期とほぼ同じ水準。コロナ前の22期と比較しますと、88%程度となっております。

次に、II、売上原価。期首棚卸高は、大黒の土産品等、物販仕入高は、大黒の土産品やエスアールジャパンのおむすび等、大黒仕入高、これは麺類等、販売手数料は、取引先集配センターの利用等で、合計9,598万円。当期製品製造原価、材料費、製造に係る労務費等で、10億3,948万円。内訳は後ほど6ページで御説明いたします。

ここまでの合計、11億3,682万円。期首棚卸高を除きまして、売上原価の総計は、右欄、11億3,135万円でございます。

I、売上高からII、売上原価を差し引いた売上総利益、いわゆる粗利は、2億263万円。前年比94.7%。約1,100万円減少しております。

次に、III、販売費及び一般管理費は、1億9,455万円、前年比88%。約2,600万円の減。役員の退職がなかったこと、役員の若返りによる役員報酬の減少が主な要因です。内訳の概要は後ほど6ページで御説明いたします。売上総利益から、III、販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は808万円。前年比約1,500万円増加しております。

次に、IV、営業外収益。補助金収入は、道の駅国道施設の管理委託料、県の飲食店等一時支援金などでございます。雑収入は、実習生17名分の家賃負担金。道の駅の自販機手数料等で、合計1,051万円。

V、営業外費用は、支払い利息割引料、雑損失、これはクレーム処理の商品買取り費用等ですが、合計14万円。

営業外収益・費用を含めた経常利益は、1,844万円。

VI、特別利益は、固定資産売却益。古いフォークリフトですけれども、10万円、VII、特別損失はなし、税引き前当期純利益は1,855万円、税引き後の当期純利益は1,266万929円、前期より約820万円増加し、コロナ前の22期の96.9%となってい

ます。

7ページは損益計算書の内訳でございます。左側の販売費及び一般管理費の計算内訳の上から9行目、退職金等、これが前年比で約1,300万円減少しております。14行目、役員報酬については前年比950万円の減で、大きく減少しております。合計については、前年比約2,600万円減少しておる状況です。

右側は製造原価報告書、製造原価の内訳です。Ⅰ、材料費の計、当期材料費は前年比で7.4%減、令和3年産米の値下がりです約2,000万円の節減となっています。Ⅱ、労務費の計、当期労務費は3.8%増、Ⅲ、経費の計、当期経費は3.6%、前年と比べ増加しております。光熱水費の増加のほか、屋根や外壁等の修理がございましたので、修繕費も大きく増加をしておる状況です。当期製造原価の合計は10億3,948万円で、4%ほど前期より下がっております。

8ページ、株主資本変動計算書は5ページ、貸借対照表の右下、純資産の部の内訳でございます。Ⅰ、株主資本、1、資本金は8,350万円、2、利益剰余金の繰越利益剰余金は当期首残高から剰余金の配当を差し引きまして、当期純利益、1,266万929円を加え、当期末残高6,422万4,556円、資本金と合わせた株主資本合計及び最下段、純資産の部の合計は1億4,772万4,556円でございます。

9ページは米の年間仕入れ量と平均価格の推移でございます。今期の米の仕入価格は年平均、キロ当たり247円、前期比1キロ当たり28.3円下がりました、平成28年並みとなっております。神河町産米は3年産、すし用の日本晴を、前年比6.48トン増えまして、20.49トンを使用しております。今年度は栽培面積をまた増やしまして、地域と連携した会社経営を行っておるところでございます。

10ページにつきましては、25期の営業計画書でございます。予算は売上げ12億5,498万円で前期実績比で6.5%減、経常利益は63万円、今般の原材料や光熱費等、経費価格の高騰、取引先の統合や自社製造の開始等によりまして、大きく減収が見込まれる状況で、生産の効率化、ユズ事業の強化等で何とか利益を確保しようという内容でございます。

なお、営業計画の下のほう、4段目のところにゆず香ちゃんの出荷数がございますが、8月18日現在では1,540ケース出荷をしておるということで聞いております。また、IH炊飯施設の経年劣化が激しく、修繕部品の手配等困難なので、早く更新したい状況ではあるんですが、昨今の売上減少の情勢下での資金調達、費用対効果等も併せ、引き続き検討が必要でございます。

最後に、厳しい経営状況ではありますが、従業員一同、力を合わせて経営に取り組んでまいり所存ですので、引き続き御支援賜りますことをお願い申し上げますとの経営陣の意向をお伝えし、報告第4号の説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告は終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原資広議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そうしたら、4点ばかりお尋ねをいたします。

地方自治法243条の3第2項に基づいて、今、報告を受けてるわけですが、当初、51%の出資割合で始めました。現在は多分、平成24年からこの出資比率になってると思うんですけども、51%に出資割合を戻す考え方はないのか、それがもしない場合、このままであれば、その根拠法令、それと、当然2分の1を超える場合と今の場合は多分権限が違ってくると思いますので、その内容を教えていただきたいと思います。

それから、2点目です。役員の名簿がございました、ということで、23期からは元町職員の方も神崎フードの役員として名が上がっております。この方は以前、神崎フードを専門に長い間、神崎フードに携わられていたのと、それと農林政策課の業務も多分されてるのかなと思います。それから、決算書を見ますと、神崎フードの工事もあるということで、公務員の再就職の規定に関わる法律に抵触しないのか、ちょっとそこだけ教えていただきたいと思います。

それから、3点目です。15期の決算から大黒茶屋は本体と一緒に決算報告されてますけども、以前から大黒茶屋の分はほとんど黒で、本体を助けていた経緯がありますので、これを前のように分離して決算ができないのかということです。

それから、4点目です。今回、配当金が1株500円ずつあるんですけども、今回が初めてなのかどうか、そこ以上の4点、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。どなたが答えられますか。取りあえず前川農林政策課長の大黒茶屋の部分と配当金の部分、まずその2件、お願いします。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 4つ質問がございましたけれども、3つ目の大黒茶屋と分けて決算ができないのかというところがございます。この従業員の関係ですけれども、製造原価に係る部分とそれから一般管理費に係る分ということで、従業員を分けて計上がしてあるんですけども、その中で、大黒と本体のフードの部分と人数の内訳は分かりますけれども、基本的に労務費に関しては一括でフードのほうから出ているということ。それから、原材料の仕入れ等につきましても、この内訳のところでありましたけれども、一定仕分はしてあるんですけども、基本的には原則1つで、フードとして出し入れをしているというところがございますので、この決算についてもフード本体の部分と大黒の部分というふうに分けてはありますけれども、全体としてはフード1つとしております。先日の役員会でもありましたけれども、これについてはこの方式で、引き続き一括で最終的にはやっていくというふうに報告を受けております。

それから、配当につきましても、昨年度もございました。それから、その前がいつからあったかというのは今、ちょっと待っていただくと、ここに資料あるんですけども、

黒字になりかけたのはここ9年連続かと思っておりますので、そこから配当はあるだろうというふうに思っています。ちょっとそれは今調べて、きちっと報告をいたします。

それから、出資の51%に戻すところは考えはないのかという一番最初の分ですけれども、これについてはちょっと今のところで、私、担当としての認識を持っておらない状況でございますので、お答えすることができない状況でございます。後ほどちょっと相談をさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） そしたら、まず、今答弁していただく間に、先ほどの分からなかった部分を調べていただいて、その間に公務員の規制の部分、再就職に引っかからないのかという部分について、岡部総務課長、よろしくお願いします。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほどの藤原議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほどお問合せのあった件につきましては、地方公務員の退職管理というところで、数年前に新たに制限ができたという条例の点であろうと思っております。この部分につきましては、神河町の条例制定の中で届出をするような制度とたしかしておるはずでございます。

まず、引っかかるかどうかということにつきましては、そこに就職をされたことによって、町のほうに圧力をかけるといいますか、そういったようなことがあるかないかということの制限であったように思います。ここに元職員が役員として就職されたことによって、そういった事情が起きるかどうかということにつきましては、今のところそういうふうなことは想定をいたしておりませんので、制限には引っかからないものであろうというふうに思っております。先ほど申しましたように、もしそういうことが、そういうことといいますか、制限があった場合には、町のほうに届出をするということになってございますので、場合によっては届出が必要なことも出てくるかなというのは思いますけれども、今のところはそういうふうには思っておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 1点目の部分ですね、今回、上程提案された、いわゆる第三セクターではないのに、上程提案をする必要があるのかどうかという法的根拠の部分ですかね。その部分と、今後また当初のように51%以上の持ち株にされる気はどうかっていうところについて、いかがですか。副町長、いかがですか。

前田副町長、お願いします。

○副町長（前田 義人君） 前田でございます。明確に今、大変申し訳ございません、答えられない状態です。ぜひ調べていきたいといいますが、これまでも報告をさせていただいてきてますので、これまで同様ということでは今ないんです。同様ということで御審議をいただきたいと思います。

それと、パーセンテージが51に戻さないかということに関して、相談というふうに担当課長、申し上げてますけれども、御存じかも分かりませんが、これを51を切るよ

うに変えたのは、補助金を活用していく上で、行政が50%以上持つてると対象とならないという制度がございました。その制度を活用するためには、50を切るということで持ち株を変えたという経緯があります。そこから何年たってるのかなと今思ってるんですが、よく御存じですけれども、適化法の関係からいいにしても、その投資をした、炊飯設備であったように思ってるんですが、それが完全に償却が終わるというまではこのパーセンテージが適切ではないのかなというふうに思ってます。全て明確な答えではないんですが、そういうことを前提に御審議をいただければと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時11分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

先ほど停電があり、議場システムが停止いたしましたので、少しお見苦しいところをお見せいたしました。何分、今日の天気、雷も非常に伴っておるようでございます。再度このようなことがあるかもしれないということを前もってお伝えしておきます。

それでは、休憩前に引き続き、いつから配当金が出ているのかという質問について、前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。お待たせをいたしました。配当を受け取るのは今回が3回目でございます。21期から配当が出ておる状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、21期のときから株の金額の1%配当されてるのかという点をもう一度お尋ねします。

それと、51%から50%未満になったとき、副町長がおっしゃられたとおり、多分炊飯器の整備のときだと思います。それは多分24年かなと思うんですけども、そのときにあったのが、町の持分を業者が負担するというような、神崎フードが負担してきているのかなと思うんですけど、その絡みもありますんで、そこら辺が本当に適格な三セクの運営になるのかならないのか、それもちょっと検討していただきたいと思います。

それとあと、あと3点、追加で質問させていただきます。5ページのところに長期借入金とそれから1年以内の長期返済借入金とかあるんですけど、870万あたりと908万5,000円、長期の分は炊飯のときの分がそのまま引きずってるのか、その上の短期の部分についてはどういうものなのか、ちょっと、あくまで運転資金なのかどうかということをお願いいたします。

それと、計画書の中で近隣の古民家を買って外国人対応すると書いてあったと思うんですけども、今現在、外国人の社員がおられるのかどうか、併せて追加して質問いたします。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） そしたら、まずは、配当の利率の部分、ずっと同じ1%なのかどうかということはお答えできますか。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。配当金の率につきましては、昨年度の配当金も今期と同額でございました。ただ、比率に関しましては21期の分については確認をいたしますので、後ほど御回答させていただきたいと思います。

それから、長期借入金と短期借入金の分でございますが、財務上のルールで、今期、長期借入金のうちこの期で返済をする分については、短期の借入金というふうにするルールやというふうに聞いておりますので、これは、短期で上がってる分はこの24期に返済をした分ということになります。

それと、古民家につきましては、フードのすぐ近くにある民家を寮として買い取りまして、これまで民間のアパート等を借りて外国人実習生が住んでおったんですけども、それを改修して、実習生の寮にするというふうに聞いております。現時点で既に入っているのか、入っていないのかというところは後ほどお答えをさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。今期も17名の実習生が働いておる状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。3つの質問の一番最初にいただいた、持ち株を変更したときに買い取ってもらったかどうかということだったと思うんですが、どちらかはっきり、そのときの状況ははっきりは明確には覚えてないんです。ただ、持ち株分を変更するときの株価の分、対価の分を適切には対応したと思うんですが、年数たってますので、はっきり分かりませんので、今回御審議いただく内容とは、またちょっと関連はしてはいますが、後日調べさせていただきたいなど、それでまたお返事をさせていただきたいので、本日の審議はこの状況で進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。先ほども言いましたように、半分超すか超さないかでいろんな規制、対応も違ってくると思いますんで、その点を十二分にチェックして、抵触しないような形で運用していただきたいようによろしくお願いします。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員、先ほど前川農林政策課長の答弁の中で、21期の利率はまた後ほどという答弁が出てきたんですけども、それは採決に関係いたしますか。

○議員（9番 藤原 資広君） いいです。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。でしたら、また後ほど報告していただくとい

うことで御了承をお願いいたします。

ほかに質疑のある方。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。2点教えてください。先ほど出ました取締役、前回たしか農林の課長が入ってたと思うんですが、今回は町長だけになってるのが1点です、何でかいうところですね。

それと、営業計画の中で補助金、これ、たしか令和4年6月に採択されたと思うんですが、もし私の勘違いでなければ、採択でされたんであれば、どういうふうに販路を拡大していこうとされているんか、この2点お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。まず、取締役につきましては、おっしゃるとおり、前期までは農林政策課長、地域振興課長が入っておりました。今期は新たな役員として役場のOBであります野村浩平氏が取締役として入っておられますので、役場としましては、農林政策課としましては、オブザーバーとして役員会等には出席をさせていただいておる状況でございます。

それから、補助金につきましては、おっしゃるとおりで、6月に採択が決定をしております。この決算報告につきましては、3月末時点ということで営業計画が採択の暁にはという書き方になっておりますけれども、実際は今、もう採択がされておる状況でございます。それで、大きくは搾汁機械の入替え、それからプレハブ冷蔵庫等をその補助金を活用して建設をして、事業を継承していくという計画になっておりますけれども、果汁についても、果汁としての販路、売り先を探していく、それから加工品の研究等もしまして、加工品としても果汁を使っていくというようなところで、今期以降になります。機械の整備は最終的には今年度いっぱいかかるというふうに聞いておりますので、研究をする中で来期以降、そういうものの販売を進めていくという形になってまいるかと思えます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。これ、多分1回目じゃなくて、3回目ぐらいの申請でようやく補助が出たと思うんですが、せっかく補助は3,000万か4,000万ぐらいですね、有効に活用して販路を広げていてもらいたいと思います。以上で終わります。

○議長（小寺 俊輔君） それに対して答弁ございますか。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。ありがとうございます。今年度の事業については、まだ機械が入らないということで、JAの指導を受けながら、現有の機械を使って搾汁等を進める中で、その製品を使って、新しい機械の調整であるとかというようなところもするようでございます。米飯の主要な事業が売上げが

減少しておる状況でございますので、フードとしましてもこのユズ加工については力を入れていきたいというふうにお聞きをしておりますので大変ありがたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。9ページの米の年間仕入れ量の表が出とるんですけども、第24期においては865トンほど仕入れされてると、その中で、町内産の日本晴を20.5トンほど使用したということなんですけども、約25%ぐらいですね。それで、今後はまたそれを増やしていくという説明があったんですけども、その増やしていくための生産者の対応は十分可能なかどうか、また、どれぐらいまでやったら増産できるんか、その辺のところを教えてくださいたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。日本晴の使用量につきましては、おっしゃるとおり、20.5トン、これを約7ヘクタールぐらいのところで栽培をしております。今期、今年度、25期につきましては、約8ヘクタール程度の栽培面積に増やすというふう聞いております。現在も入っております中村と山田から両方で栽培をしていくというふう聞いてます。

これがどれぐらい増やせるのかということになりますと、それぞれの営農の中でまずは計画をつくってということになりますけれども、現時点では、どのぐらい増やせるのかと言われると、少しこれは分からないというお答えをするしか今はないのかなというふうに思います。今からも地元の米を使っていくのを増やしていくという方針は出ておりますけれども、具体的にどの程度まで増やすという方針までは現状では出ておらない状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。恐らく契約栽培になろうかと思うんですけども、今現在作っておられるコシヒカリとか、保有米と出荷米になるんですけども、そういう方が契約米としてこの日本晴を生産したいんだというようなことになっても、対応はできるんかどうか。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。先ほど申しましたように、現状は中村営農、山田営農の2社から購入をしております状況でございますが、今後、日本晴を作って、フードで使ってほしいというお話がある場合には、私どものほうからフードのほうと話をしまして、可能であるのかどうかと、出荷の条件等も会社でございますのであろうかと思っております。その辺りも詰めた上で、可能かどうかという判断をしてみたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

6 番、吉岡議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡です。10 ページの 25 期経営計画の中で、下のほうでさっきもありましたユズについて力を入れるということで、ゆず香ちゃんがゆず太の継承のジュースとして好評であると、私も好きで買って飲んでます。かなり売れてきてよかったなと思います。

販路ですが、エコープ、マックスバリュ、観光施設、いいことやな思うんですが、一番の決め手は僕は自動販売機で売らんとどっと売れないなと、いっぱい売れないなというふうに思ってます。以前、委員会なんかで、コカ・コーラの、コカ・コーラボトラーズの自動販売機の 1 基だけ道の駅にある自動販売機で実は売っているんだよという話を聞きました。それは、道の駅の自動販売機で売るのはいいことなんですけども、普通の J A の自動販売機であるとか、マックスバリュの自動販売機でも売れますよといううのが一番いいと思うんですが、そこら、どんなもんかなという質問です。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。まず、1 つ訂正がございます。コカ・コーラの自動販売機やということで私、委員会で報告させていただいたんですが、先日の役員会でサントリーの自販機であるという話を聞いております。

それから、もちろんもっとたくさんの自販機に入れたいんですけども、それぞれの自販機会社等で条件等があって、なかなかこれが広げられない状況なんですというような報告も受けております。入れて、どんどん売っていきたいという思いはありますので、可能のところから、探りながら広げてまいりたいというふうに役員会でも報告を受けるところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑はございませんか。

質疑を終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第 4 号については、以上のとおりです。御了承願います。

日程第 5 報告第 5 号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 5、報告第 5 号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第 5 号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、健全化判断比率及び資金不足比率の報告の件でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和

3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございます。普通会計及び特別会計と公営企業会計、それぞれに赤字はなく、これら会計を連結しての赤字もないので、該当はございません。実質公債費比率は12.5%、将来負担比率は36.9%で、いずれも早期健全化基準未達の比率でございます。また、公営企業会計に係る資金不足比率は、資金不足が生じていないので該当はございません。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、報告第5号につきまして、詳細説明をいたします。

まずは、12ページのほうをお願いをいたします。1、健全化判断比率の実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字ではございませんので、ハイフンで表示をいたしてございます。実質公債費比率につきましては、12.5%で、昨年度の比率が14.4%でしたので、1.9ポイント下がっております。

それから、将来負担比率につきましては36.9%で、昨年度の比率が73.5%でしたので、36.6ポイント下がってございます。これらは右側の欄にございます早期健全化基準未達となっております。この実質公債費比率につきましては、重要な指標であり、平成26年度において18パー未達を達成してからも引き続き公債費の適正な管理に努めながら、比率の改善を図ってきたところでございます。また、将来負担比率につきましても同様に、今後の比率等に注視をしながら適正な管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

2、資金不足比率につきましては、それぞれにおいて資金不足を生じておりませんので、ハイフンで表示をさせていただいてございます。

次に、16ページから20ページまで、参考資料を添付をいたしてございます。16ページは総括表、17ページにつきましては、実質赤字比率と連結実質赤字比率、そして、18ページは実質公債費比率、19ページは将来負担比率、そして、20ページはそれぞれの算出方法となっております。

それでは、20ページの算出方法の資料を中心に御説明をさせていただきます。

まず、1つ目の実質赤字比率でございます。これにつきましては、普通会計の赤字比率でございまして、算出式につきましては記載のとおりで、分母は標準財政規模、分子は一般会計の実質赤字額です。

分母の標準財政規模につきましては、18ページをお開きください。18ページの中

段の令和3年度の⑫に、それから⑬、⑭の3つの額を足しました合計が標準財政規模でございまして、54億4,912万8,000円となっております。

続いて、分子に当たります一般会計等の実質赤字につきましては、17ページをお開きください。左上段に一般会計等という欄がございます。一般会計から長谷地区振興基金特別会計までの実質収支の小計でございまして、いずれも黒字ということで、結果的にハイフン表記になるものでございます。

続きまして、連結実質赤字比率でございまして。分母は標準財政規模で、先ほどの実質赤字比率と同じでございまして。分子は先ほど申しました17ページの一般会計等の小計に、その下、国民健康保険事業特別会計から右下の土地開発特別会計の実質収支額及び企業会計の余剰額を全て足した合計で、いずれも黒字ということで、結果的にハイフン表示になるものでございます。

20ページのほうに戻っていただきまして、3つ目の実質公債費比率でございまして。まず、分母は標準財政規模から普通会計の元利償還金及び企業会計等の準元利償還金に係る標準財政需要額の算入額を差し引いた数字。分子につきましては、地方債の普通会計と企業債の元利償還金等の合計額から特定財源と元利償還金等に係る標準財政需要額の算入額を差し引いた数字を用いて算出することとなっております。

続いて、分子でございまして、地方債の元利償還金は上段、①から⑦の令和3年度の合計額が15億5,226万6,000円、続いて、差し引く特定財源の額が⑧、それと普通交付税の歳入額、⑨、⑩、⑪の合計額で、10億8,382万6,000円となり、それぞれの数字を用いて分子を算出していきます。それによりまして算出された令和3年度の単年度の実質比率は中段右から2つ目の欄、10.60976%になります。これを3か年平均いたしますと、令和元年度、令和2年度、令和3年度の3か年平均、令和3年度決算における実質公債費比率は12.5%という比率が算出をされるものでございます。

続いて、4つ目の将来負担比率でございまして。19ページをお開きください。分母につきましては、先ほど説明いたしました実質公債費比率の分母と同じでございまして。分子の将来負担額は上段の合計191億3,615万円。差し引かれる充当可能財源等は中段の3つの合計、175億305万7,000円、この算出により、分子は16億3,309万3,000円、分母は44億1,517万9,000円を計算しますと、令和3年度の将来負担比率、36.9%という比率が算出されます。

続きまして、資金不足比率につきましては、資金不足はそれぞれございませんので、ハイフンで表示をいたしてございまして。これらにつきましては、企業会計の財政状況調査、普通会計の財政状況調査を基に、国より示されましたシートにより算出をいたしております。現在、県、国に報告をしているところでございまして。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今報告がありました実質公債費比率と将来負担比率の分につきまして、実は8月に開催されました総務文教常任委員会の中でも若干の質問があったんですが、事前審議に当たるといふ部分で、今回の私の報告からは割愛させていただきました。そういうことで、改めてこの本会議上で実際、要因としては標準財政規模の変更ですとか、実際、計画的な起債の償還という部分がいろいろと影響してると思うんですけども、将来負担比率が本当に前年37.5が半減してるというのが、私もちょっと本当によく分からないところで、この辺の要因について、実質公債費比率が1.9ポイント改善、それと将来負担比率が36.6%減ってるという、この辺の要因について、少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。令和3年度の健全化比率につきましては、数字上はかなり改善をしたといったところでございます。その要因の主なものは何かといったところでございますが、まずそれぞれの分母になっております標準財政規模が54億ということで、かなり増えたということが一つあります。この標準財政規模のうち、何が増えてるのかといいますと、税収がそんなに上がってるわけでもないのに、普通交付税とそれから臨時財政対策債、これが増えてるということでございます。この分は、なぜ交付税の分が増えたかといいますと、昨年に交付税の再算定がございました。そのときに、これは一時的になるんですが、コロナ禍の中の再算定ということで、1億4,000万円程度だったと思うんですが、それぐらい増えてるということでございます。この増えた部分が今後の指標にどう影響するのかということですが、申し上げましたように、来年度以降は再算定がございませんので、標準財政規模はまた縮小していくというところでございます。分母の要因につきましては、そういうことでございます。

次に、実質公債費比率でございます。1年間で借金をどれぐらい背負えるかといったようなところのフローの指標ということも言えるかなと思います。実質公債費比率につきましては、主なところでいきますと、まず、分子の部分が、分母は先ほど申し上げましたとおりでございまして、分子につきましては、企業債に関する準償還金ですか、その部分が大幅に企業会計のところで努力もしていただいた中で、繰入れが少し落ちてきたといったところでございます。それが要因をしてると、それから、あとは、一部事務組合も連結していきますので、この一部事務組合の関係の償還も終わっていったところで、これも減少しているといったところでございます。これが実質公債費比率の下がったポイントといいますか、要因でございます。

そして、将来負担比率なんですが、これにつきましては、将来的に負担をしていくというところで、主に公債費を指してありますが、この部分では地方債の現在高、これも計画的に償還をして減らしてきてますので、この部分が落ちたといったところと、それから、

債務負担行為が、昨年の比較で申し上げますけども、その部分も少し落ちてきている。それから、当然に公営企業会計の歳入見込額も落ちているといったところでございます。そういったところで、それぞれ将来負担する債務の額が落ちてきているといったところでございます。ただ、退職手当関係につきましては、微増に、少し増えてるといったところで、今後は人件費の抑制といったところも必要かなというふうには思っております。

そして、この分子の中で基金を充当できる基金というのがあるんですが、少し基金の積み増しもあって、基金が増加したといったところで、その部分で充当可能財源が増えたということでございます。

以上が主なところの要因でございます。いろいろと多角的にいろいろなものが、要素が関連してくるわけですが、将来的には、今年度につきましては、先ほど申し上げたように、一時的に標準財政規模が伸びているといったところがありますので、今後はそういうところを、来年度は標準財政規模は確実に落ちてきますので、十分に分母、分子の関係、そこをコントロールして、財政の健全化に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第5号については、以上のとおりです。御了承願います。

日程第6 第66号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、第66号議案、専決処分をしたものにつき承認を求める件（令和4年度神河町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第66号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、専決処分をしたものにつき承認を求める件でございます。

令和4年7月11日に地方自治法第179条第1項の規定によって専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によって、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

本議案は補正予算第3号以降、補正要因の生じたものについて専決いたしました。補正の要因は、マイナンバーカードの取得促進関連業務に対応するため、会計年度任用職員の任用経費の増額でございます。補正の内容は、歳入では、国庫支出金で個人番号カード交付事務費補助金145万1,000円の増額、歳出では、民生費で会計年度任用職員の報酬など145万1,000円の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出

予算の総額に歳入歳出それぞれ145万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億5,664万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。1点だけ教えていただきたいと思えます。給与費明細書で職員数の欄があるんですけど、括弧書きの163人というものの考え方、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。藤原議員の御質問でございますが、多分9ページのところの給与費明細書の一番括弧下の、3段に入っている一番下の括弧のところだと思うんですが、その表の一番下のところに米印のところでは再任用短時間勤務職員、上段、及びパートタイム会計年度任用職員、下段、というように書いてございます。この先ほど言われました163名、162名の部分につきましては、神河町の会計年度任用職員の方の人数を記載をしているということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。当然、短期の分とかパートはあるんですけど、フルタイムの勤務でいらっしゃる方はこのカウントの中に入ってるんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。フルタイムの会計年度の方については、今現在のところ神河町にはいらっしゃいませんので、この数字のところには入っておりません。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第66号議案を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第66号議案は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで昼食のため、暫時休憩します。再開を13時ちょうどといたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

前川農林政策課長。

○農林政策課長（前川 穂積君） 農林政策課、前川でございます。午前中の報告4号でお答えができませんでした神崎フードの配当の件等についてお答えをいたします。

神崎フードの配当額でございますが、いずれの回も出資額の1%、今回と同じ額でございます。

それから、私、午前中に配当金が3回目と申したかと思うんですけども、これまでに3回、今回を入れますと4回目ということになります。

それから、住宅に技能実習生が住んでおるわけですけれども、この8月から購入した住宅に5名が入居しておる状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 以上、午前中にお答えできなかった分の回答をしていただきました。御了承をお願いします。

それでは、日程のほうに入ります。

日程第7 第67号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、第67号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第67号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、令和4年5月2日に公布された地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律により、本年10月から育児休業の取得回数制限の緩和等及び非常勤職員の育児休業の取得が柔軟化されたことに伴い、改正を行うものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、第67号議案の詳

細説明をさせていただきます。

本議案につきましては、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由につきましては、この条例の上位法となります地方公務員の育児休業等に関する法律が本年5月2日に改正法が公布され、10月1日から施行されることに伴い、関連する条例の改正を行うものでございます。ただ、この地方公務員の育児休業等に関する法律の該当する職員は常勤職員でありまして、会計年度任用職員等の条例で定める職員を除くとされているため、これらの非常勤職員については、各自治体の条例改正により制度改正を行うこととなっております。

また、この改正の目的につきましては、育児を行う職員の仕事と家庭生活の両立を一層支援するため、育児休業の取得回数の制限を緩和するとともに、非常勤職員に係る取得要件を緩和しようとするものであり、その主な内容につきましては、次のとおりであります。

職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を特別な事情がある場合を除き、現行の1回までを2回までとする。また、子の出生の日から57日以内の育児休業については、現行の最初の育児休業に加え、2回目の育児休業についても育児休業の回数制限に含めないこととする。以上が改正の主な内容でございます。

なお、人事院発行の資料がございましたので、当日配付として配付させていただきました。非常勤職員向けという町条例の内容に合った資料でございますので、当日配付となってしまいましたけれども、お配りをさせていただきました。後ほど御説明をさせていただきます。

それでは、町条例の改正部分について御説明を申し上げます。まず、14ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条第1項第3号ア（ア）につきましては、子の誕生日から57日目より6か月を経過する日までに任期が満了すること及び引き続き採用されることが明らかでない場合と改正をされました。言い換えれば、8週プラス6か月ということで、約10か月先の採用がされないことが明らかでない限り、取得が可能ということになります。また、1歳6か月から2歳に達するまでの子の場合も同様で、その任期が満了すること及び引き続いて採用されないことが明らかでない場合は取得が可能となります。

続いて、第2条第1項第3号イ（ア）、（イ）につきましては、その養育する子が1歳に達する日の翌日から育児休業を取る場合や任期の末日まで育児休業を取得している場合で、任期が更新され、引き続き育児休業を取得する場合は取得が可能となります。

続いて、15ページ、第2条の3については、育児休業法第2条第1項で非常勤職員の育児休業を定める日を委任の条例で定めることとしております。今回改正しようとしております第3号については、当条例第3条に掲げる事情、保育所の利用などができない場合などに該当するときは1歳6か月まで取得可能となります。その間において、夫婦交代での取得も可能となります。

続いて、17ページ、第2条の4については、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する場合において、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、かつ配偶者が1歳6か月到達日に育児休業を取得している場合、なおかつ任命権者が特に必要と認める場合、当該非常勤職員が1歳6か月到達日後の期間において、育児休業を取得したことがない場合については、2歳まで取得を可能としております。

次に、18ページを御覧ください。第3条については、育児休業法第2条第1項のただし書の条例で定める特別な事情を定めておりますが、その中の第5号の3か月以上経過していることを削除し、以降、項ずれと表現の整理を行っております。これを行うことによりまして、一旦育児休業を取り消した後に3か月を経過せずとも、再度育児休業を取得することが可能となっております。

続いて、第3条の2は新設された条項で、育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として、条例で定める期間を定めております。これは育児休業のうち、通称、産後パパ育休と表現される育児休業期間で、57日と定めております。

続いて、第9条は、育児短時間勤務をすることができない職員を定めておる条項となりますが、条例書式の整合性を図るため、制定年及び条例番号を削除しております。

続いて、10条については、第6号の育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に変更をいたしております。

続いて、18条第2項については、条例書式の整合性を図るため、制定年及び規則番号を追加をいたしております。

なお、参考で添付させていただいております同規則については、育児休業の承認の請求手続や期間の延長の手続、育児時間、勤務計画書の様式などを定めております。参考までに御覧をいただきたいと思っております。

さて、冒頭にお配りをさせていただきました資料2、条例改正の該当箇所を記載をいたしておりますので、簡単に御説明を申し上げます。今朝配付させていただきましたこの資料を御覧をいただきたいと思っております。この資料の右肩に非常勤職員向けと記してございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、常勤職員については、地方公務員の育児休業等に関する法律で定めておりますので、当町でいう会計年度任用職員に該当する制度をこの条例で改正するものでございます。

まず、育児休業の改正につきましては、育児休業を原則2回、これまで改正前は1回としておりましたのを2回まで取得可能となりました。育児要件につきましては変更はございません。取得回数のところは原則2回に改正、ただし、産後パパ育休とは産後57日までの間に4週間取れる育児休業で、子が1歳になるまで取れる育児休業とは別カウントとなることから、それぞれ2回取れることとなります。続いて、請求期限も変更はございません。

次に、産後パパ育休の取得要件が子が1歳6か月になる日までの任期があることが条

件でありましたが、このたびの改正で、子の誕生日から57日目より6か月を経過する日までに任期が満了することと、及び引き続き採用されないことが明らかでないという要件に緩和をされました。先ほど申しましたように、おおむね8か月に短縮された形となります。

続いて、取得回数は先ほどの育児休業とは別に、1回だったものが2回に増えることとなります。また、請求期限は改正前が1か月前だったものが、2週間前までに請求ということで短縮がされております。

続いて、裏面に移ります。育児休業期間の特例として、子が1歳6か月までの取得が可能となります。また、子が1歳到達日の翌日から夫婦で交代することが可能、また、部分的にですが、夫婦が重複をして育児休業を取ることも可能となります。また、特殊な事情のある場合、1歳6か月以降、2歳までの取得が可能となり、その要件につきましては、先ほどと同様であります。

次に、育児参加のための休暇でございますが、これは妻の出産に係る子または小学生就学前の子を養育するための休暇でありまして、男性のみが対象となりますが、これまで産前6週間、産後8週間の期間となっておりますが、改正により、産後1年まで延長されることになりました。なお、この休暇の改正につきましては、当町においては、特別休暇制度の一部としてありまして、改正については神河町会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則第5条第16条で定められておりまして、この部分の改正も既に行っております。

以上、当日配付の説明を終わらせていただきます。

説明が少々長くなりましたが、第67号議案、神河町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第67号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第67号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第 8 第 6 8 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 8、第 6 8 号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 6 8 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の内容は、継続を前提としながら、本年 2 月から 9 月までの間、実施しています公立神崎総合病院の看護職員等及び幼稚園、学童保育クラブに勤務する保育士等を対象とした処遇改善を引き続き当分の間、行うものでございます。改正の理由は、9 月まで病院の看護職員等処遇改善については補助金で、また、保育士等の処遇改善については臨時特例交付金で財源措置されていた本事業において、10 月以降、病院は診療報酬、幼稚園は地方交付税、学童保育クラブは子ども・子育て支援交付金において財源措置が実施されることとなったため、支給要件は据え置いた上で、当分の間、実施するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。それでは、第 6 8 号議案の詳細説明をさせていただきます。

本議案は、本年 3 月定例会におきまして、処遇改善手当として条例改正をさせていただいたものでありますが、国の施策により、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く幼稚園、保育所等における保育士、幼稚園教諭等の処遇改善をすることを目的に、公立幼稚園職員、学童保育職員の処遇改善、また新型コロナ医療を担う医療機関に勤務する看護職員等の処遇を改善するためとして、処遇改善手当を支給する改正を承認をいただきました。ただ、実施時期を、国の処遇改善事業が本年 2 月から 9 月までとなっておったことから、当町の条例につきましても、時限立法として、附則に 9 月までの間と支給要件を明文化いたしておりました。その後、国の方針により、本年 10 月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持する財源措置が示されたことから、10 月以降も引き続き処遇改善手当を支給するための改正を行うものであります。

改正の具体的な箇所は、28 ページの新旧対照表を御覧ください。附則第 8 項のとこ

ろで、令和4年2月から9月までの間を令和4年2月から当分の間に改正するものでございます。当分の間とした理由については、このたびの財源措置が講じられる期間を想定をいたしております。また、支給要件については、当初のままでございまして、今回の改正は行っておりません。

以上、簡単な説明となりますが、第68号議案、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） ただいまの説明で、改正後、その期間が今まで9月までの間であったものが、当分の間と、期間が明記されない「当分の間」という用語が使われております。ただいまの総務課長の説明では、財政措置がされる期間というふうな説明があったと思うんですが、後ほどの恐らく補正予算等で上程されるのかもしれませんが、そうであれば、やはり期限を切るべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。当分の間と改正をさせていただいた理由ということでございますが、先ほど提案のところでは申し上げましたとおり、財源について、国のほうがある意味恒久的な財源をつけたということでございます。先ほど説明のありましたとおり、交付税であったりとか、子育て支援交付金であったりとかということで、年限のない財源として定められておりますので、そういった意味では、年限を切って制度を設計するものではなくて、その財源が変更されて、なくなるまでの間という意味でこのような文言に変えさせていただきました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） あくまで単年度予算ですので、今後の国の方針によって変わるのかもしれませんが、令和4年度内については、確実にこの手当が支給されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。国の指示といえますか、通達によりまして、そういうふうに設計をさせていただいております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第68号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第68号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第9 第69号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第69号議案、神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提案者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第69号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

新田ふるさと村につきましては、令和4年4月1日から10年間、株式会社MEリゾート播磨を指定し、管理運営をお願いしておりますが、令和5年4月1日から施設利用料金の改正を行いたく、議会の議決を求めるものでございます。

改正の理由は、近年の燃料費の高騰やそれに伴う物価上昇による経費の増大など、当初の計画から環境が大きく変化したこと、また、利用者数の最大化を図りながら、魅力ある施設とし、地域の活性化を含めた持続可能な施設とするため、利用料金の改正を行います。なお、施行日は周知期間を考慮し、令和5年4月1日からといたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。それでは、69号議案の神河町新田ふるさと村条例の一部を改正する条例制定の件について、詳細説明を申し上げます。

内容につきましては、新田ふるさと村条例第7条に規定しております施設利用者が納める別表、指定管理者が定める利用料金の範囲額の上限を引き上げるものでございます。

改正の理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、昨年11月に指定管理者指定に係るプロポーザル審査を実施し、決定をして以降、燃料費高騰に伴う物価上昇により、大きく環境が変化したことにより、経費の増大が見込まれることなどを考察し、安定的経営を行うことで、地域との共存を図りながら、持続可能な施

設とすることを目的に料金改正を行います。

それでは31ページ、新田ふるさと村条例新旧対照表を御覧いただきたいと思います。一番左側、整理番号の1から11までのうち、それぞれ、ものの追加料金となる6、7、8と10の研修室利用料金以外の施設利用料金をこのたび改正をさせていただきたいと思っております。改正後の利用料金につきましては、近隣の同類施設利用料金を参考に、施設の場所、それから規模、経過年数等、状況を勘案し、設定をさせていただきました。また、繁忙期、閑散期との料金差をつけることで、利用者の最大化を図ることを念頭に置いた料金設定をし、施設管理者の一方的な料金設定ではなく、需要と供給のバランスを考慮した料金設定とさせていただいております。また、整理番号11の入村料につきましては、大人、子供ともに100円を引き上げるということをさせていただきたいと考えております。

例えばですけれども、整理番号1番のログコテージの利用料金の部分ですけれども、同類施設の定員5名程度の施設の繁忙期の料金につきましては、大体2万円から8万円程度と幅広い金額設定がなされております。新田ふるさと村ログコテージの料金設定は、繁忙期、繁忙期と申しますのはこの夏休みの7月、8月、それから春、秋の行楽シーズンを設定しております、その行楽シーズンは土曜日、夏場、7月、8月は平日、土日も含めた全日ということになりますけれども、その繁忙期につきましては、今回改正をさせていただき上限の3万3,000円を適用させていただきまして、行楽シーズンなどの平日、春、秋の行楽シーズンの平日につきましては、2万3,000円程度、それ以外の冬場も含めての閑散期につきましては、2万1,000円程度の料金の設定を考えております。こういった形で料金差をつけさせていただいて、年間の利用者数の最大化を図っていくというふうな想定をさせていただいております。そのほかのふるさと村内施設においても、同じような形で改定後の料金を範囲の上限にし、指定管理事業者の裁量において運営をお願いしたいと考えております。

この条例の改正についての施行日ですけれども、施設利用者の周知を十分にした後、令和5年4月1日から料金の改正をさせていただきたいというふうに考えております。

また、次、上程をさせていただきます第70号議案のスキー場以外、そのほかの観光施設につきましては、今現在の条例上の範囲の上限額の中で適正に運営ができるということで、今回の部分では改正は行わないという予定をしております。

以上、詳細説明といたします。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。4点ほどお尋ねします。ちょっと分けて質問したいと思いますが、まず1点目は、今提案説明がありましたように、この間の物価上昇ということで、施設運営に支障を来すということで、利用料金の見直しをとい

う、その部分はよく理解できます。ただ、今回、次の議案も含めて、改正されようとするのは、MEリゾート播磨が運営される施設、この2施設について今回利用料の改定の提案があるようでございます。先ほど石橋特命参事からは、他の施設については今のままでもということがありましたけども、同じような形態の宿泊施設としてグリーンエコ一笠形も想定されますが、そういったところの運営状況、そういう要望等、私が考えるのは、恐らくMEリゾート播磨さんからこういう値上げをしたいというような協議があった上で、テーブルにのっておられて、一定の改正をされると思うんです。この物価上昇について、このMEリゾート播磨さんからの申出を受けて、ほかの施設との協議等は進められたのかどうか、そこをまず教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。このたび、燃料費の高騰等で物価上昇になっているというところで、各施設からやはり運営上かなり厳しいというふうな状況の報告はもちろんございました。その中で、町としまして、施設を管理していただいている指定管理者、事業者様の皆様に料金改定をすることがあれば、計画の案を出してきてくださいというふうな指示を出させていただきました。もちろん改正につきましては、今回の施行日と合わせて、来年、5年の4月1日からですよというふうな形での指示を出させていただきました。MEリゾート播磨さん以外にももちろん相談というふうな形ではありましたが、協議を重ねた結果、今現在の条例上の金額でMEリゾート播磨さん以外につきましては、いけるというふうな判断ができましたので、このたびはこの2件というふうなことで改正をお願いしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ありがとうございます。理解できました。

この利用料については、条例で上限を定めるという部分については理解をしております。上限を定めて、あとは指定管理者の裁量でそれぞれ料金を決めて、収益を上げていただくということは理解をしておるんですけども、利用料の単位が、条例上では1棟、一張り、1サイトとなっているんですね。ですけども、実際の運用として新田ふるさと村のホームページを見ますと、ふるさと村の施設内の各施設とも1人当たりの料金設定をされてる。その定数を掛けたものがほぼこの利用料の上限になっているということでは理解するんですけども、従来は、グリーンエコ一笠形は今もコテージ等については1棟幾らという利用料を徴しておられると思うんですけども、1人当たりによることによるほうが、その収益をより上げていきやすいのか、その辺の考えを一つお尋ねしたいと思います。

もう1点、その中で、ログコテージの定員については、条例では定員5人と規定してあります。しかし、新田ふるさと村のホームページを見ますと、ログコテージの定員は

7名と記載があります。私はこの定員というのは、理解してますのは、消防法等の1人当たりの面積等を勘案して定員が定められると思うんですけども、条例上の5名と、このホームページの7名、もし何かあったとき、問題がないのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。まず1点目の、条例上では1棟、それからホームページでは1人当たりの金額が記載されているというふうな部分ですけれども、現在、新田ふるさと村のホームページ上におきましては、議員が御指摘いただきましたとおり、1人当たりの料金が掲載をされておる状況でございます。今回改正をさせていただく条例のところにつきましては、1棟、それから1サイトというような形の中で表記をさせていただいておるわけなんですけれども、現在、MEリゾート播磨さんの部分につきましては、周知、PR方法、それから予約の部分につきましては、それぞれの、今現在、予約サイト運営会社と提携をさせていただきまして、インターネットでの申込みを受け付けるというのがほぼ全てに近いというふうな形になっております。そのサイト上では、1棟とか1サイトという表記ではなくて、1人当たりの料金というふうな形の中で検索がかかるような形というふうなところが多いと。全てがそうというふうなところではないんですけれども、大手予約サイトを見ていきますと、そういった1人当たりの料金で検索がかかっていくというふうなシステムになっておるといふふうなところで、それに対応した掲載の仕方というところで、1人当たりというふうな料金設定を今現在させていただいておるといふところがございます。そうすることによりまして、大きい、そういった予約運営サイトと提携をすることによって、PR効果というものがやっぱり大きく違ってくるというふうな認識の中で、そういった形を、今現在取っておるといふふうなところがございます。基本的に、その1人当たりというふうな形と、それから1棟当たりというふうな料金、今回、上限設定というふうな形で改正をさせていただくんですけども、1人当たりの金額掛ける、後でちょっとまた説明させていただきますけれども、定員を掛けた金額がこの上限を超えない範囲というふうな形の中で運営をしていただいておりますので、1人当たり、1人掛ける利用者数で、その上限を超えないというのがこの条例を定める基本な形というふうなふうに思っておりますので、何とぞ御理解のほうをお願いしたいというふうなふうに思います。以上でございます。

それと、すみません、今度、定員の部分になります。ログコテージの定員が条例上は5人、それから新田のホームページ上では7人というふうな記載、この違いというふうなところなんですけれども、澤田議員おっしゃっていただいたとおり、この宿泊施設の定員につきましては、旅館業法、それから消防法によりまして、施設の有効面積などで決められておるといふところがございます。ログコテージの有効面積的には、定員7名までいける面積を有しておるといふふうなところで、今現在、旅館業法、それから消防

法による届出、旅館業法につきましては保健所、消防法については消防署というふうなところになりますけれども、届出自体はこの7名というふうな形で届出をさせていただいておるところでございます。条例上は5人というふうに書いておるんですけども、その条例上の備考欄のところに、追加1人につき3,000円というふうな形で、定員は5名で1棟で、改正前であれば2万5,000円ということになってるんですけども、追加1人につき3,000円というふうな表現があるというふうなところで、定員5名プラス何名かはいけるというような条例上の表現になっております。これで、例えば届出自体が定員5名ということになりましたら、この追加というのはもうこれは法令違反というふうなところにもなるというふうなところで、今現在は届出自体は7名という定員、条例上は、基本というふうなところで大体大人2人、子供3人程度がそのコテージを使うものについてはふさわしい、大体それぐらいのスペースだということで、定員5名というふうな形で表記をさせていただいております。プラス1人、2人が追加がありましたら、2人までの追加ということになるんですけども、1人追加するごとに3,000円を追加するというふうな形で、今現在、運営を行っておると、運用も含めて運営を行っておるといふふうなところでございますので、何とぞ、ホームページにつきましては、最大利用定員というふうな捉え方でお考えをいただければというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。消防法、旅館業法の定員が7名であるのであれば、私は、今回の条例改正には間に合わなくても結構ですけども、この定員はやはり7名と規定すべきやと思います。7名を超えてはならないというところは、やっぱり町の例規上もしっかり定めるべきだと思いますので、今後の検討をお願いしておきます。

それと、最後の質問です。新田ふるさと村のホームページを見てますと、利用料の一番最後のほうに、環境整備費、ごみの処理料金を含むとして、1泊1組5名まで300円という規定があるんですね。これは利用料金ではないので、この条例には定めがないものだと思いますけれども、この料金設定については、事前に町長との協議が行われておるのか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。今現在、議員のおっしゃるとおり、300円の環境の整備費というふうな形で、その人数の範囲内において、頂いておるといふふうな状況でございます。この部分につきましては、これまで前指定管理者の事業者の部分と含めて、新田ふるさと村までの各区との間で、新田ふるさと村からの帰りに、それぞれのごみステーションなんかにごみを捨てて帰ると、そういった御意見等もいただいております。そういった状況の中で、当初、指定管理をお願いするに当たりまして、MEリゾートと調整をする中で、きちっとMEリゾートがごみ処理をしていくというふうな形

の中で、入材料とは別にそういったものも取っ払いというふうな形で、当初からそういった形をお願いをさせていただいたというふうなところでございますので、その部分につきましては、町も認識しておるといふふうに御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。この条例、上限の金額を決定する条例やと思うんですが、他の施設で、私の認識が間違ってるかもしれないんですが、大体5万円ぐらいの設定やと思うんですが、町内の他の施設について、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。他の施設の今現在の料金設定の状況になりますけれども、例えば一番近いところ、町内になりますけれども、グリーンエコー笠形の部分については、コテージが大小というふうな形、2種類ございますけれども、その部分については2万5,000円という条例の制定をさせていただいております。また、今回調べさせていただいた部分でいきますと、淡路のほう、それから多可町のヴィレッジフォレスト妙見、それから丹波市のほうの森のひとときといった同じような施設がございますけれども、例えば淡路のゆいま〜る淡路という施設があるんですけれども、そこの施設につきましては、大体、上と下でいいましたら、3万円から5万円の料金設定というふうなところなんです。それから、多可町のヴィレッジフォレスト妙見につきましては、同じような形になりますけれども、大体5万円から6万円、それから、養父市のほうにありますけれども、若杉高原おおやキャンプ場があるんですけれども、大体2万円から4万円と、そういった料金設定がされておるといふふうなところでございます。新田ふるさと村につきましては、ログコテージだけじゃなくて、そのほかの施設につきましても、まだまだ新しい施設ということ、それから、やはり人気がある施設というふうなところで、一定の料金設定をさせていただいたというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 今、説明で大体金額的なもんは分かりました。ただ、この良心的というんですかね、2万5,000円が3万3,000円、上限をある程度、もうちょっと取っておくほうが、中での料金になってくると思うんで、もし仮にコテージが古くなって、新しくなった、ほな、料金また改正せなあかん、そういうことが出てくると思うんで、別に少ない金額で抑えるんじゃないかと、例えば4万、5万でもいいんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい

課、石橋でございます。神河町の観光施設におきましても、例えばリラクシアとかモンテ・ローザといった宿泊の施設におきましては、先ほども申し上げましたとおり、条例上は1人当たりかなり高い、5万円というような金額なんかを設定させていただいております。今回の条例改正で、3万3,000円というふうなところをもう少し高くしてもいいのかなというふうなところも思いますけれども、これ以上は高くできないだろうというふうなところでの、私ども町と、それから今現在、指定管理の部分のMEさんとの協議の中で、これが今現在の施設にとっては上限というふうな判断で、この金額を設定させていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。先ほどの説明では、2万円から8万円ほどの料金の幅があると言われておりました。ほかの施設も、新しい施設、どんどん、サービスの内容も違います。新田ふるさと村につきまして、今先ほど新しいほうだと言われましたけども、造ってかなり年数もたってる中で、やはりサービスに見合った価格設定はどこもされてると思うんですよね。例えば新田ふるさと村で見ますと、燃料高騰が直接ここまで影響するかというような施設じゃないような気もするんですけど、当然今、栗原議員もおっしゃったように、設定にはやっぱり余裕もあっていいと思うんですけども、やはり客足が減らない方法も考えておかないといけないのと、それと、料金に見合ったサービスができる施設にならないといけませんので、その辺も十二分に協議していただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋です。ありがとうございます。今回、料金改正を行うというふうなところで、ある一定、指定管理者のMEリゾート播磨におきましては、利益も確保できるというふうな形の中での改正料金ということでございます。そうすることによりまして、その施設につきまして、今現在の施設の状況で今後10年、20年というふうな形の運営じゃなくて、やはり利益を確保した上で、新しい形、お客様に来てもらえるような形というふうなことを考えていただく、投資もしていただきながら考えていただくというふうなことで、今現在、指定管理のほうをお願いしてるというふうなことでございます。もちろんマイナスというふうな形の中では、運営自体もできなくなると。また、収支がゼロというふうな形でも新たなことができないというふうな状況ですので、何ほかでも結構です、何ほか、あんまり少なかったら困るんですけども、利益を上げていただく中で、持続可能な施設を今後つくって、それを運営していただくというふうな目的を持って、指定管理のほうのお願いもさせていただいているというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

質疑を終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第69号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第69号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第10 第70号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第70号議案、神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件についてを議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第70号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

峰山高原スキー場につきましては、平成29年度から10年間、指定管理者を株式会社MEリゾート播磨に指定し、管理運営をお願いしている施設となりますが、令和4年度、今シーズンからの施設利用料金の改正を行いたく、議会の議決を求めるものでございます。

峰山高原スキー場は、平成29年度に開設し、令和3年度で5年を経過した施設でございます。昨年度のシーズンでは、スキー場の入り込み客数は6万2,755人となり、過去5年間で最多の入り込み客数となりました。しかしながら、近年の燃料費の高騰やそれに伴う物価上昇、最低賃金の改正など、大きく環境が変わろうとしていることや、現在契約している電気料金の法人特約の解消など、今後においても経費の増大が見込まれることから、施設利用料金を改正し、持続可能な施設運営を行います。なお、施行日は、シーズン前からチケット販売を開始したいことから、公布の日からといたします。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。それでは、第70号議案の神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、詳細を説明申し上げます。

内容につきましては、先ほど69号議案と同じこととなりますけれども、神河町峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例第9条第3項に規定しております施設利用者が納める別表指定管理者が定める利用料金の範囲額の上限を引き上げるものでございます。

改正につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございますが、特に電気料金につきましては、現在契約しております関西電力との契約におきまして、法人評価割引というものがございます。その法人評価割引21.1%が適用されておまして、今回の10月分までが今現在の適用が利く月ということです。11月以降、契約更新となるわけなんですけれども、その割引の適用がなくなるというふうなことが、関西電力から伝えられております。その関係で、前年と同様の電気使用料を想定しますと、572万円程度が電気代のみで増加するというふうなところになります。近年の物価上昇も含めましたらかなり大きく、経営が厳しくなるというふうなところでございます。現在、指定管理期間の5年を経過し、今後も安定した経営を行い、持続可能な施設とするために、今回料金改正をさせていただきたいというところでございます。

それでは、36ページの峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の新旧対照表を御覧いただきたいというふうに思います。リフトの利用料ということになります。峰山高原スキー場につきましては、ペアリフト及びトリプルリフトが1台ずつあるということになります。その利用に際しまして、1回券につきましては500円のままと改正は行いませんけれども、リフトの共通券の平日券、それから土日祝日券の、それぞれ4時間券及び1日券の範囲額の上限を1,000円から1,500円、また、リフトのナイター券を500円、シーズン券を5,000円から1万円の料金を引き上げる改正を行わせていただきたいと思いますと思っております。

この改正を行うことにより、近隣のスキー場の料金と同水準となる見込みでございます。現在、まだ近隣のスキー場の料金が公表されていないことから、改正後の金額を範囲の上限に、指定管理事業者の裁量により料金を設定し、運営をお願いしたいと考えておるところでございます。

改正後の料金の施行日ですけれども、先ほど町長の提案説明にありまして、令和4年の12月から始まります今シーズンから適用したいと考えております。スキー場のPRを含め、周知を早期に行いたいことから、議会の議決後、直ちに準備に取りかかりたいというふうなことから、公布の日からとさせていただきたいというふうに思っております。

以上が詳細説明といたします。御審議よろしく願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。利用料の料金改定の理由については、一定の理解をしております。その中で、新旧対照表の38ページのリフトのシーズン券に関連してお尋ねします。

リフトシーズン券のこの金額につきましては、峰山高原ホワイトピークのみの上限金額を定めておるといふふうに理解をしております。そういう中で、もう現在、既に8月の1日からマックアース兵庫5ということで、峰山高原、ちくさ高原、おじろ、氷ノ山国際、神鍋高原万場の5つのスキー場の共通のシーズン券が、土日も含めて、全日3万6,800円で今、販売をされております。もう一つ、マックアースジャパンということで、マックアースグループの全国23か所の共通シーズン券の超早割の価格として、8月1日から5万9,800円で販売がされております。これは共通券ですので、全ての金額が峰山高原リゾートに入るといふことではないと理解はしているんですけども、この共通券の売上げのお金の流れ、峰山高原スキー場の設置及び管理に関する条例の第9条の利用料金では、利用料金は指定管理者の収入とするという規定の中で、この県内の共通券、全国の共通券の買上げの料金のお金の流れはどうなるのか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。澤田議員がおっしゃっていただきましたとおり、現在、MEリゾート播磨の峰山高原スキー場におきましては、この8月の1日から、シーズン券の前売りの販売というのが一番分かりやすいかもしれませんけれども、そういった形で、今現在シーズン券の販売を行っております。特に、マックアースグループの中で、マックアースグループが運営しておりますスキー場、22のスキー場があるというふうなところなんですけれども、その部分では早割というふうな形で、できるだけ早く申し込んでいただいたら、その分だけ安くなりますよというふうな形で、8月の1日から販売を開始されております。

この部分につきましては、マックアースグループ等で販売をして、一旦はそちらのほうに売上金というふうなものが入ります。その総額から、基本その手数料を差し引いた残りの分につきましては、それぞれのスキー場の利用者数、そのチケットを買って使ったスキー場の利用者数で除した金額が単価になってくると。その単価掛ける利用者数で、それぞれのスキー場に案分をされてくるというふうなことというふうにお聞きをしております。早割というふうな形で、早く顧客を確保するというふうな形になるわけなんですけれども、実際におきましては、その最終実績の利用者数が分かった時点で、それぞれのスキー場へ案分されてくるというふうな形になります。あまりそれではスキー場に

としてはメリットはないんじゃないかなというふうなところなんですけれども、やはりそういった形での販売というふうなところは、グループ全体でされるというふうなところで、PR効果はかなりやはり大きいというふうなところがメリットというふうなところで、そういった販売の仕方をしているというふう聞いております。

また、こういったリフトシーズン券、今回、改正をさせていただくわけなんですけれども、子供でしたら2万円が3万円、それから一般でしたら3万円が4万円というふうな形で、1万円、上限を改正をさせていただくわけなんですけれども、当日はこういうふうな金額、前もってのシーズン券を購入される場合はこの金額で販売しますけれども、早いうちにお客様を確保する、またPRができるというふうなところのメリットの中で、これより安い金額でシーズン券が買えるというふうな想定で、今現在販売をされておるといふふう聞いております。基本的には、PR効果を最大限に発揮をするというふうな形の中で販売をしておるやり方というふうなところで御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。ある程度理解できたんですが、そのお買い上げいただいた料金については、一旦マックアース本社の売上金として計上されるという説明でした。この売上金が、今度、シーズン終わった段階で利用実績において各会社、系列会社に案分されて、配分されると思うんですけども、その際は、各会社の売上金として計上されるんでしょうか。それ以外、何か勘定科目で歳入があるんでしょうか。それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。基本的には、売上金というふうな形で入ってくるという認識をしております。また、私ども町のほうに実績報告、収支報告をしていただく部分につきましては、索道、リフトの売上金というふうな形で収入されているというふうな認識をしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第70号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第70号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第11 第71号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第71号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第71号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町一般会計補正予算（第5号）でございまして、補正予算（第4号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、歳入では、普通交付税の増額、財政調整基金繰入金の減額、前年度繰越金の増額、臨時財政対策債の減額などがございます。歳出では、財政調整基金、公共施設維持管理基金積立金の増額、CATV、インターネット回線増速機器更新業務の増額。コロナ関連では、町単独による住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業の増額、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の増額、神崎総合病院運営補助金の増額などがございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億976万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,640万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第71号議案の詳細説明をいたします。

まず、7ページ、第2表の地方債補正をお願いをいたします。1、臨時財政対策債は、令和4年度の普通交付税の算定結果によりまして確定したもので、2,862万3,000円を減額いたしまして、限度額を7,137万7,000円とするものでございます。

続いて、3、ケーブルテレビ局舎整備事業は過疎債でございまして、全国的に過疎債、辺地債の要望が大変多くございます。総枠をオーバーしているような状況で、それによりまして枠が縮小をされました。その影響もありまして640万円を減額いたしまして、限度額を4,360万円とするものでございます。

続いて、11、道路整備事業でございます。辺地債でございまして、過疎債と同様に

枠が縮小をされたため、町道作畑・新田線道路整備事業におきまして100万円を減額いたします。限度額を1億5,330万円とするものでございます。また、当初予算の段階で過疎債で執行予定でありました町道整備の事業費用精査いたしまして、800万円を減額、辺地債事業、町道仲田線の整備に同額を振り替えてございます。これによりまして、限度額の総額は5億4,517万7,000円でございます。

なお、25ページに地方債の内訳として、別添資料を添付させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、事項別明細書で説明をさせていただきますので、11ページのほうを御覧いただきたいと思います。2、歳入、10款地方特例交付金は、令和4年度の普通交付税の算定結果により確定したものでございまして、住宅借入金特別税額控除減収補てん特例交付金315万6,000円を減額するものでございます。

続いて、11款地方交付税でございます。普通交付税で2億718万4,000円の増額でございまして、補正後の普通交付税は31億718万4,000円でございます。主な当初予算との乖離につきましては、基準財政収入額では過疎法による減収錯誤額の減額、基準財政需要額におきましては個別算定経費の増額、また臨時財政対策債の振替額の増額等によるものでございます。算定額を申し上げます。基準財政需要額47億6,963万8,000円、基準財政収入額16億5,850万9,000円、調整額394万5,000円でございます。

続きまして、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。過年度分の私立保育所運営費負担金で、93万7,000円の増額でございます。令和3年度の実績報告書に基づき、追加交付を受けるものでございます。続いて、国民健康保険基盤安定負担金（保険税軽減分）です。24万9,000円の増額でございます。健康保険法の一部改正によりまして、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割保険料の軽減措置が講じられたことによるものでございます。なお、補助率につきましては2分の1でございます。過年度分障害者自立支援給付費等負担金、28万5,000円の増額でございます。令和3年度の実績報告書に基づき、追加交付を受けるものでございます。なお、補助率につきましては2分の1でございます。続いて、障害者自立支援医療費負担金は35万1,000円の増額でございまして、通院適用の受給者が1名の増加でございます。これにつきましても、補助率は2分の1でございます。

続きまして、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、1,111万7,000円の増額でございます。これにつきましては、オミクロン株の対応ワクチン接種に備えまして、接種委託料、また会場体制整備委託料に充当するものでございまして、補助率につきましては10分の10でございます。

続いて、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は120万9,000円の増額でございまして、感染対策抗原定性検査支援事業を3,379万1,000円を減額いたしまして、替わって住民税非

課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に3,500万円を充当するもので、事業間の充当を組み替えるものでございます。

続いて、2目民生費国庫補助金は、過年度分子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金2,634万1,000円の増額で、国の補助要綱によりまして、令和3年度分の給付金2,620万円と事務費の14万1,000円が交付されるものでございます。なお、補助率につきましては10分の10でございます。

続いて、3目の衛生費国庫補助金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金751万2,000円の増額でございまして、ワクチン接種体制整備に伴う経費に対するもので、これにつきましても補助率は10分の10でございます。

続いて、4目土木費国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金（定住促進分）でございまして、166万3,000円の増額でございます。若者世帯の住宅取得支援事業、それから若者世帯住宅リフォーム支援事業の増額に伴うものでございます。交付率につきましては23%でございます。

続きまして、ページが替わりまして、12ページをお願いいたします。16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金でございます。90万2,000円の増額で、民生費国庫負担金で御説明を申し上げたとおりでございます。なお、それぞれの補助率は4分の1でございます。

続いて、2項県補助金、1目総務費県補助金はひょうご地方創生交付金190万円の増額でございまして、交付率は対象事業費の2分の1でございます。交付後の交付金の総額ですが、940万円でございます。

続いて、2目民生費県補助金でございます。医療助成費補助金は208万6,000円の増額でございまして、令和3年度の実績報告に基づき、過年度分が追加交付されるものでございます。子ども・子育て支援交付金は17万4,000円の増額でございまして、学童保育クラブの会計年度任用職員の処遇改善に係るものでございます。補助率は3分の2でございます。

続いて、4目農林業費県補助金は経営所得安定対策直接支払推進事業補助金、20万4,000円の増額で、追加割当てによるものでございます。なお、補助率は10分の10です。続いて、農業経営スマート化促進事業補助金は327万円の増額でございます。内容は、大河営農におきまして、当初ウィングハローを要望されておりましたが、汎用コンバインに計画を変更するものでございます。これに伴い、事業費が増加したということでございます。続いて、農業委員会業務効率化支援事業補助金6万2,000円の増額で、現地活動、情報共有などのために使用しますタブレットを整備するものでございます。補助率は10分の10でございます。

続きまして、3項県委託金、1目総務費県委託金は、統計調査員確保対策費委託金1,000円の増額、就業構造基本調査委託金4万5,000円の減額で、交付決定によるものでございます。

続いて、6目土木費県委託金は、河川クリーン作戦事業委託金50万円の増額で、追加交付されるものでございます。

続いて、13ページのほうをお願いをいたします。19款繰入金、1項他会計繰入金、1目国民健康保険事業特別会計繰入金は91万3,000円の減額で、一般会計で行っていたヘルスアップ事業を国保会計で行うこととなったため、予算を組み替えるものでございます。

続いて、2項基金繰入金、5目神河ふるさとづくり応援基金繰入金は、前年度の積立額の確定によりまして、176万2,000円を増額するものでございます。少し令和3年度の実績を申し上げたいと思います。寄附件数につきましては3,720件、それから寄附金額が5,176万2,500円でございます。

続いて、6目財政調整基金繰入金は1億2,907万3,000円の減額で、今回の補正の財源調整のため減額するものでございます。

続いて、7目まちづくり基金繰入金は893万5,000円の減額で、充当しております粟賀小学校跡地整備事業の643万5,000円、それから地域再生可能エネルギー導入等戦略支援策定事業250万円の減額でございます。

続いて、9目のケーブルテレビネットワーク施設維持基金繰入金でございます。561万円の増額でございまして、ケーブルテレビのインターネット回線増速機の更新業務に充当するものでございます。

続いて、20款の繰越金でございます。前年度の繰越金でございまして、1億1,548万6,000円の増額でございまして、令和3年度の決算が確定したことにより計上するものでございます。

続きまして、21款諸収入、5項雑入でございます。農業者年金業務委託金8,000円の増額で、令和4年度農業者年金基金の交付額の確定によるものでございます。農地中間管理事業推進委託金は11万円の減額でございまして、ひょうご農林機構の配分が減になったことによるものでございます。続いて、観光施設維持管理負担金は664万7,000円の増額でございまして、アウトドア関連の観光施設で入り込み客が増加をしました。また、指定管理の営業等でも頑張らせていただきまして、収益が上がったといったところでございます。峰山高原スキー場、グリーンエコー笠形など、7施設、5つの事業所で増額となっております。それから、再生可能エネルギー導入戦略策定事業補助金750万円の減額は、地域再生エネルギー導入戦略策定支援事業が、2度の応募をしたわけですが、残念ながら不採択になったものでございます。町外ワクチン接種受入れ経費は5万5,000円の増額でございまして、単身赴任者、それから施設従事者等の住所地外の接種に係る経費の受入れでございます。

続きまして、15ページ、歳出をお願いをいたします。

まず、歳出につきましては、人件費等につきまして、補正4号以降の変更に伴う職員手当、共済費の増額補正、会計年度任用職員の報酬、職員手当、共済費、費用弁償の減

額補正、幼稚園、預かり保育、学童保育クラブの処遇改善に係る報酬の増額補正をいたしてございます。なお、各科目におきます職員手当、共済費等の個々の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

ここで、21ページの給与費明細書をお願いをいたします。1、一般職の(1)総括をお願いいたします。区分、比較欄で外書きの両括弧上段につきましては、再任用短時間勤務職員、それから両括弧の下段につきましてはパートタイムの会計年度任用職員でございます。一般会計の合計で、職員手当が102万9,000円の増額で、共済費5,000円の増額、合計で103万4,000円の増額補正でございます。そして、会計年度任用職員は合計で1,000円の減額でございます。

大変申し訳ありません。また15ページのほうに戻っていただきたいと思っております。それでは、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございまして、システム更新委託料884万4,000円の増額でございます。これは給付書、医療書、選挙の入場券などに使用します高速連帳プリンターシステムの更新業務の委託料でございます。

4目の財産管理費積立金9,940万円の増額でございます。財政調整基金8,280万円の増額で、前年度の繰越金の処分として増額補正するもので、補正後の現在高の見込みは16億7,493万円でございます。公共施設維持管理基金積立金は1,660万円の増額でございまして、前年度の繰越金の1割相当額を今後の公共施設の維持修繕に備え、積み立てるものでございます。補正後の現在高の見込みですが、3億3,491万7,000円でございます。

続いて、5目交通対策費は90万5,000円の増額で、デマンド交通に係るシステム運用保守費用、またオペレーター業務の委託料、電話受付回線及びインターネット回線の費用などの経費を計上をさせていただいてございます。

続いて、6目企画費でございます。財源の内訳につきまして、粟賀小学校跡地整備事業に充当をしていたまちづくり基金643万5,000円を一般財源、ひょうご地方創生交付金でございますが、そちらのほうに振り替えるものでございます。

続いて、7目のCATV管理運営費でございます。561万円の増額でございまして、ケーブルテレビにおけるインターネット回線の増速機器の更新業務に係る経費を計上をいたしてございます。

8目の諸費でございます。過年度障害者医療費国県の負担金返還金は17万2,000円、それから過年度障害児入所給付費等国県負担金返還金は10万7,000円、それから過年度未熟児養育医療費国県負担金返還金は33万2,000円、それから過年度子ども・子育て支援交付金国庫負担金返還金は2万8,000円、それから過年度子育てのための施設等利用給付金国県負担金返還金は3万9,000円、続いて、過年度介護保険料低所得者保険料軽減負担金国庫返還金は10万5,000円、過年度医療助成補助金返還金（高齢期移行医療事務費分）は3,000円、それから過年度児童手当被用者国庫負担金返還金は2万6,000円の増額でございます。これらは、令和3年度の補助事業の実

績報告によるものでございます。

続きまして、16ページのほうをお願いします。5項の統計調査費でございます。4万4,000円の減額で、交付決定によるものでございます。

それから、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金3,513万6,000円の増額で、令和3年度及び令和4年度に臨時特別給付金の給付を受けた世帯に対しまして、1世帯当たり3万円を支給するものでございます。当該の事業につきましては、コロナの地方創生臨時交付金を活用した町単独事業でございます。なお、24ページに新規事業の説明一覧表に詳細を掲載をさせていただいております。続いて、国民健康保険事業特別会計繰出金、50万円の増額でございます。歳入で御説明しました未就学児の均等割保険税の軽減措置に係るものでございます。

それから、3目心身障害者福祉費は、姫路市と郡内3町で構成いたします中播福祉会の管理運営費補助金で、令和3年度管理運営費の精算で59万3,000円の減額計上でございます。更生医療給付費70万2,000円の増額は、歳入で御説明したとおりでございます。

続いて、17ページのほうをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は7,000万円の増額でございます。公立神崎総合病院事業会計の補助金の増額でございます。

2目健康づくり対策費はオミクロン株対応のワクチン接種に係る経費として、1,868万4,000円を増額計上をいたしております。それから、国保会計との予算組替え分、ヘルスアップ事業でございますが、91万3,000円を減額をいたしております。それから、コロナ交付金事業の新型コロナウイルス抗原定性検査委託料を3,961万円を減額をしております。

続きまして、18ページのほうをお願いします。2項環境衛生費は1,000万円の減額でございます。歳入で御説明を申し上げました地域再生エネルギー導入等戦略支援策定事業の不採択によるものでございます。

4款衛生費、3項清掃費、2目し尿処理費は合併浄化槽事業特別会計繰出金142万4,000円の増額でございます。会計年度任用職員に係る経費を計上をいたしております。

それから、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費は9万5,000円の増額で、農業委員会業務効率化支援事業補助金を活用いたしました現地活動、情報共有等のためのタブレットを整備するものでございます。

それから、3目農業振興費は神河町地域農業再生協議会補助金20万4,000円の増額で、スマート化促進機械整備事業補助金327万円の増額でございます。歳入、農林水産業費の県補助金で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、4目農地費でございます。町単独の土地改良事業補助金300万円の増額で

ございます。内容につきましては、農地の石積み崩壊復旧等3件の要望が上がっております。地区名を申し上げますと、越知区、福本区、赤田区の修繕要望に対応するものでございます。

続いて、5目の農業施設管理費は、財源内訳において水車公園維持管理事業に充当していた観光施設維持管理負担金2万7,000円を一般財源に振り替えるものでございます。

続きまして、19ページをお願いします。2項林業費、2目林業振興費は治山治水工事補助金(裏山防災)155万5,000円の増額でございまして、越知区内の宅地裏山の石積み崩壊の復旧に係るもので、9分の7の補助でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費は300万円の増額でございまして、町道峰山線の路肩及び防護柵の修繕等、安全対策に係る経費を計上をいたしてございます。

続いて、2目道路橋梁新設改良費でございまして、用地購入費として37万円の増額計上をいたしてございます。内容を申し上げます。JRの第三カケ踏切、鍛冶区になりますが、の土地有償交換処理に伴うものでございます。

それから、7款土木費、3項河川費は、財源内訳において、河川クリーン作戦事業に充当しておりましたふるさとづくり応援基金50万円を河川クリーン作戦事業県委託金に振り替えるものでございます。

続いて、5項住宅費、1目住宅管理費でございます。若者世帯の取得支援補助金が200万円、それからリフォーム支援補助金が87万4,000円の増額でございまして、共に申請件数の増額見込みにより補正をさせていただくものでございます。

続いて、20ページをお願いします。2目の住宅建設費でございます。宅地開発支援事業補助金200万円の増額でございまして、当初予算におきましては3区画を計上させていただきましたが、現在7区画の申請予定がございまして、したがって、不足の4区画分を計上をさせていただいてございます。

続いて、9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費は財源内訳におきまして、スポーツ大会事業において50万円を一般財源からふるさとづくり応援基金に充当を振替をするものでございます。

それから、2目体育施設管理費でございます。230万円の増額でございまして、町民温水プールの修繕でございまして、緊急の修繕が大変多発しまして、当初予定をしておりました修繕費用に不足が生じてございます。その不足分を計上をさせていただくというものでございます。

最後、10款公債費、1項公債費、1目元金は111万円の増額。

2目の利子は23万5,000円の減額で、臨時財政対策債の利率の見直し、借入額の確定によるものでございます。

21ページから23ページにつきましては、給与費の明細書、それから24ページに

新規事業の説明一覧、25ページにつきましては、補正に伴う地方債の内訳でございます。御確認をお願いをいたしたいと思っております。

以上で詳細説明を終わります。よろしく御審議をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を15時ちょうどといたします。

午後2時41分休憩

午後3時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

それでは、本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。ちょっと教えてください。17ページ、健康づくり対策費の新型コロナワクチン接種の委託料1,117万2,000円、新たに計上されております。これはオミクロン対応のワクチンということで、昨日、神戸新聞のトップにも国の、政府が今調整してるということで記載がありました。また、テレビでも報道があるんですけども、この委託料の金額の算出根拠といいますか、対象の年齢、それと件数を教えてほしいのと、昨日の神戸新聞では政府は対象、18歳以上を検討しているということがあったんですが、国の方針、これ、早くから補正予算上がってますので、厚労省の方針としても18歳というふうに来てるのかどうか。それと、国は9月に前倒ししたいと言うてますけども、報道では、全国の自治体では10月中旬でもなかなか間に合わない状況やというふう聞いてますけども、当町の現状について教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課参事兼保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼します。澤田議員の質問についてお答えさせていただきます。健康福祉課特命参事の木村でございます。新型コロナワクチンのオミクロン株接種におきましては、一番最初、当初、国のほうから説明がありましたのが7月末時点でした。そのときにおきましては、高齢者の接種、それから基礎疾患、医療従事者をまず対象とするという国の方針が出ておりました。その後、接種間隔であったりとか、そこが不明瞭な状況でありまして、8月に入りまして、国の説明会におきましては、初回接種、1回目、2回目接種された方を対象とする方向で準備を整えておいてくださいぐらいの説明でありました。昨日の、本当に新聞報道に出ておりました18歳以上、そしてまた9月中旬からというような情報におきましては、こちらのほうにはまだ国のほうから詳細も何も来てないような状況でありまして、国の説明は来週の9月6日に各市町に事情説明をするというような状況でありまして、町としましても戸惑ってるような状況であります。

先ほど言われました接種対象者におきましては、当初、補正予算を上げさせていただいたときは、先ほど説明させていただきました60歳以上、それから基礎疾患、それか

ら医療従事者等、大体5,400人程度を想定として委託料を補正予算を上げさせていただいておりました。財政ともその後の変化によって、また今後、追加が必要になるかもというような話もさせていただいたんですけど、8月、それから9月、8月末の接種の状況、それから9月の、今現在の申込み状況から、当初想定していたよりもやはり接種者数がなかなか増えないような状況になりますので、大体接種委託料としましては、その、今予算の残も含めまして、6,400人程度ぐらいの接種見込みとなるかなと思っております。新聞報道にもちょっと出てまして、18歳以上の初回接種がどれぐらい、今現在で1回目、2回目の接種されてる方が18歳以上でどれぐらいいらっしゃるかというのを計算しましたところ、大体8,200人ぐらいの方が神河町におきましては接種されているような状況です。となりましたら、大体70%、3回目接種の接種率が8月の23日には72.8%といった状況ですので、今回の補正でそれぐらいの見込みの委託料は何とかいけるかなというような状況にあります。

9月中頃になって間に合うのかって、もし前倒しになったら間に合うのかっていうようなところなんですけれど、ただ、本当にワクチンが、初回のときもそうだったんですけど、なかなかワクチンがどれぐらい入っているかも見えてこなかったりと、それから、来週の国の説明をもって接種券発送とか、その辺は今現在準備を整えているような状況であります。様式であったりとか、まだ詳細が何も出てないような状況ですので、間に合うかと言われましたら、不安が残るような状況にあります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 木村参事、よろしいですか。澤田議員の質問は、今回の補正の、いわゆる1,117万2,000円の算出根拠は、神河町はどのラインで設定されたのかっていう質問だったと思うんですけども、先ほどの答弁では、一体60歳以上なのか、18歳以上なのかっていうのが分からないので、まず、1,117万2,000円が神河町としては、その対象者をどういうふうに見られて設定されたっていうのをまず答えていただきたいと思います。

木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） すみません、先ほどちょっと説明させていただきました。一応60歳以上と、それから、基礎疾患のある方と医療従事者を含めての人数で予算計上させていただいております。5,400人程度ということで予算計上させていただいております。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。2点教えてください。まず、17ページ、公立神崎総合病院の事業会計補助金で7,000万上がっています。これは出資金、現在、合計にしたら幾らになるんかというのが1点です。

次に、20ページの住宅建設費です。宅地開発支援事業補助金、これ多分、造成の関

係で1区画50万やったと思うんですが、4区画増やす、これは場所をどこでやってるんか、どういう業者とやってるんか、分かったら教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） そしたら、まず、出資金の合計額のほうから。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。病院の7,000万円の増額でございます。補正後、この7,000万円を入れまして、補助金と出資金を合わせて5億円ということになります。当初、病院と協議する中で5億円というところで、予定額ということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 続きまして、宅地開発の場所。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。栗原議員御質問の宅地開発支援事業補助金につきましては、1区画50万ということと支援するものございまして、現在、上岩のほうで事業予定をさせていただいております。全部で7区画分の分譲地の予定ということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。先ほどの栗原議員の質問の関連で、7,000万の負担金、補助及び交付金、公立神崎総合病院の関係で、総額5億円ということで町から補助しますよという話で、この話につきましては、どこかの段階で3億5,000万に減らしますよと、そうでないと町財政がもたないと、このようなやり取りがありました。3億5,000万に減らすのがいつか、何年度からやるのかということと、減らすためには経営改善しっかりやらんと無理だと思うんですが、その見込み、その2点についてお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。御質問のところでございます。今5億というところでいってます。これは町の一般会計の財政力も含めて、あとは病院の経営改善状況なども含めた中で、5億円というところで一定の定めをしてまいるということでございます。それで、この補助金、繰り出しを少し抑制もしていかないと、健全化のところでもお話しさせていただきましたが、非常に繰り出しを抑えていかないと、とんでもないような健全化の比率に跳ね上がっていくということは目に見えているところでございます。そして、財政標準規模につきましても下がってきますよということも申し上げました。

そういったところを含めた中で、中期の財政シミュレーションをつくってございます。今現在の財政シミュレーションで、毎年つくるわけなんですけど、また状況により変わってくると思いますが、令和7年度をめどに下げていくといったところでございまして、

その金額は今、議員さんは3億5,000万円と言われましたが、確定したものではなくて、3億5,000万から4億程度に抑制をしていかないと駄目かなというような目標を持ってございます。下げていくっていうのは、ただ財政のシミュレーションの趣旨で下げているということではなくて、病院についても十分に経営改善等も取り組んでいただいておりますので、そういったところで含めていっているということで、今のところは令和7年度からということだと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 吉岡です。そしたら、僕、3億5,000万というのは鮮明に頭に残ってまして、4億ぐらいになるかもしれへんという御説明やったんですけども、そしたら、今のまま、病院もコロナ対応等、非常に頑張ってもらって、ようやくと思うんですけども、ちょっと病院に聞きますけど、事務長に聞こうかな。例えば令和7年度から4億で、今より1億減ると、これ、やっていけるかどうか、考え方うか。（発言する者あり）ほな、一旦やめようか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。すみません、お話の途中なんですけど、4億ということで話が進んでおりますので、少し訂正をさせていただきたいと思っております。財政特命のほうから3億から4億みたいなことで、幅があるんだということを伝えさせていただいたと思うんですが、確かにその都度幅はあるんですが、これまで私たちが目指してましたのは3億5,000万ということで目指しておりますので、その折にずれることはあるかもしれませんが、あくまでも3億5,000ということで現在考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、先ほどの吉岡議員の質問、補助金が減ってやっていけるのかという質問について、春名病院副院長兼事務長、よろしくお願いします。

春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。ただいまの吉岡議員からの御質問にお答えします。

現状、我々の病院の経営と申しますのは、あまりいい表現ではないんですが、他力本願的になってしまっております。一つは、町からの繰入金に頼っておるところと、コロナの補助金等に頼っておるところでございます。私が令和2年度に参りまして、そのときに、令和7年度をめどに繰入金が入らなくなるという情報をいただきました。非常にショッキングといいますか、大丈夫かなと思ったところですが、まず、院内でそれまで周知されていなかったようですので、令和2年度の中頃か終わり頃だったかと思いますが、院内でそういうことになるということを周知し、そこから、その金額の差を逆算しました。その差が1億5,000万から2億円を、例えば入院患者数で表現しますと、当時、今もそうなんですけれども、140床ございますが、100人いかないぐらいの

ところでとどまってしまっております。そこをベースにしますと、入院患者数を1割伸ばせば、その繰入金が出る分をカバーできるという、簡単な試算ですけれども、いたしまして、それを目指して頑張ろうということは院内周知させていただいたところです。

とはいいまして、なかなか患者数を増やすというところは一番難しいところでして、今、先日もアンケート調査をさせていただきましたが、やはり病院に対する信頼と申しますか、そういったところがやはり、1つは、姫路方面の病院に負けてしまっていると、勝ち負けじゃないかもしれませんが、姫路方面に町民の、入院のときの病院選びの目が向いてしまっているというところを取り返して患者数を伸ばすっていうのは、一つはかなり困難かなと思っておったところですが、常任委員会でも報告させていただきましたが、昨年度、3年度の12月から急に患者数が、これまで100人いかなかったところが120人程度に伸びたわけですね。その辺り、もうすぐに落ちるだろうと思っておったんですが、実際、年度またぎまして、6月まで続いたと。6月で落ちたというところも、理由もはっきりとは分からないんですが、それでも半年間120床、コロナで病床を制限しておりますので、130床程度を満床としておりますので、そのうち120床が患者さんで埋まるということは、感覚的にはほぼ満床ということになります。そういった状態があると、頑張れるというところも一方で出てきましたので、これは何とかもう少し、私もいろんな経営改善の勉強もしながら、うまく表現をしながら取り組めば、何とか1割ぐらいは伸びるんじゃないかなろうかという気持ちも実はございます。

ということで、はっきり見込みはと言われまして、大丈夫だとも言えないんですが、もう少し時間はございますので、今の目の前の課題、それと中長期的な課題と見えてきておりますので、これから、先日補正で可決いただきましたコンサルティングの支援もいただきながら頑張っていこうと考えておるところでございます。経営改善の、一言で表現しますと、一進一退というところでございます。以上です。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） はい、分かりました。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。13ページの諸収入で、再生可能エネルギー導入戦略策定事業の補助金750万円の減額ということです。これについて、不採択になった理由、2回ほど申請したけども不採択になったということなんですけども、その理由と、もう1点は、予定されている事業内容を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。再生可能エネルギー導入戦略策定事業の補助金の不採択の理由ですけれども、これにつきましては、近畿環境事務所の御支援と申しますか、御指導もいただきながら作成もしてきたわけでございますけれども、1回目の不採択の時点で、その申請の計画を一通り

こちらで見ていただいて、その部分で何が不採択であったかという部分もしっかりと精査しまして、2回目に臨んで申請をさせていただいたんですけども、残念ながら不採択というような結果でございまして、この不採択の結果、なぜという部分につきましては、環境省のほうに問い合わせても教えていただけないというような状況でございます。近隣の市町で加西市さんのほうが同じ事業で採択はされているんですけども、内容的には当町の部分とそんなに大きな違いはないというところでございます。

しかしながら、全く同じような内容で申請しているわけではございませんので、次回申請につきまして、他市町の部分をもう少し深掘りして申請のほうに当たっていききたいなというふうには思っておりますけれども、御質問の、なぜ不採択になったかという理由につきましては、具体的にどういった理由かというのは、こちらとしても把握できておりませんし、教えていただけないというようなところでございます。

申請の計画の内容ですけれども、神河町としましては、豊富な山林と、また河川、そして、平地に当たっては太陽光も使っていけるという部分で、1点は、神河バイオマス発電事業というような形で、もう一つは、中小河川流域における小水力発電事業、もう一つは、太陽光発電導入という部分で、EV、多目的シェアリング事業なども含めた内容で申請をしておりました。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。1回、2回と申請されたわけなんですけども、1回目であかなんで、2回目でどういうふうに改善をされて申請されたのかな、それをお聞きしたいんと、それから、今、小水力発電とか、いろいろな事業を多数言われましたけれども、やっぱり目的がばらばらで、どれにこの予算を使いたいんやというような目的が、的が外れとるんちゃうかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。改善につきましては、どういうんですかね、申請の計画の書きぶりといいますか、どういったことを求められているかという部分をきちんと、内容的には大きく違いはないんですけども、求められているところはしっかりと書き込んできたというところでございます。重点的に付け加えてきたのは、地域課題、そういった再生可能エネルギーを進めることで、どういった地域課題を解決できるのかという部分を中心に、そういったところを追加させていただいたというところです。あとは、全体的な構成の部分で、きちんと申請の要綱に基づいて、そういった部分が書かれているかという、構成的な部分の御指摘をいただきましたので、そういった部分を環境省のほうの御指導の下、修正して2回目に臨んだというところでございます。

たくさん、いろいろな部分を、小水力、バイオマスと、要はいろんな事業に多岐にわたっているのかなという部分かなというところですけども、この事業そもそもがゾーニング調査の事業でございまして、神河町の中でいろんな、どういうんですかね、資

源、森林資源もあり、小水力、水の資源もあり、そして太陽光の資源もあると、それぞれの資源があるので、その資源をどのエリアで、こういった部分でゾーニングをして、最終的には地域再生可能エネルギーの促進区域なり先行地域の申請に臨んでいくというところなんですけども、まずはゾーニングの調査という部分ですので、その部分では幅広い可能性について調査をさせていただくというような計画で出させていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。でしたら、3回目、4回目も、もしこういう形で挑戦していくんやという形で、また補助金をお願いに行くと、申請に行くということでもよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 井出住民生活課防災特命参事。

○住民生活課副課長兼防災特命参事（井出 博君） 住民生活課、井出でございます。基本的な考え方としては、こちらとしては変わっておりません。まず、豊富な森林資源のほうも活用していかないと駄目かなというふうに思っておりますし、神河町でも水の資源というのは、これも外せないのかなというふうに思っております。そういった意味では、考え方としては、申請の方向性としては変えるということは考えておりませんが、なぜ今回不採択になったのかなという部分については、他市町の状況もよく確認して、次こそは必ず採択されるように頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。安部議員の関連です。

先日の民生福祉常任委員会でも、今、安部議員が質問されたようなことを私も質問させていただきました。今回、750万円の補助金が削減されて、この衛生費の988万5,000円ですが、減額されようとしております。これ、今後の戦略を策定する業務ということで、私は早く取り組むべき事業やと思うんですね。民生福祉常任委員会でも申し上げたのは、これ、単費でも何でもせえへんのやということを申し上げたんです。というのは、町長が昨年クールチョイスの宣言をされたり、ゼロカーボンの宣言をされたり、今月の広報に出てますが、7月には世界気候エネルギーの首長誓約に署名もされてる。やっぱり町として、これだけのことを宣言されて、やろうという姿勢を見せておられるのであれば、750万円の単費をつぎ込んででも、私はやるべきやと思うんですけども、町長、意気込みを聞かせてください。

それと、仮に今のままでしたら、これ落ちて、見込みでもう一回、12月に補正を上げ直しますっておっしゃるんやったらそれでもいいですけども、仮に来年度になる、そしてもう一回、補助金を目指すということになるにしても、仮に補助金採択されなくても、単費でもやるんやという、そういう姿勢を聞きたいわけです。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ありがとうございます。私としては、委員会での質疑もあったとおり、そして今、御意見いただいたとおり、これだけ脱炭素について町としての覚悟を町民に宣言をさせていただいているということでもありますし、世界首長誓約に署名したということは、これはこれから1年ごとに具体的な脱炭素に向けた取組を報告する義務もついて回るわけですので、おっしゃられるように、独自に、本当にこれから攻めの姿勢でやっていかなければいけない。そうしないと、2050年カーボンニュートラル、これを達成できないということにつながるわけですので。

結論から言いましたら、この9月補正、今回の補正予算において、補助金のこの減額補正ということになっておりますので、これを認めたというのは、最終的な判断は私がさせていただいたということではありますが、これからの展開と申しますか、国においても、今、カーボンニュートラルに向けた様々な事業展開がなされているわけですので、そういった状況をしっかりと見ながら、状況を見て、再度判断をしていかなければいけないなというふうに思っているところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 町長の意気込みを聞かせていただきました。今の意気込みが実現しますように、取組をお願いしたいと思います。

3回目です。もう1点だけ、21ページの給与費明細書を見せてもらってるんですが、今日午前中に専決処分承認しました一般会計補正予算の第4号の給与費明細書、9ページの職員数ですね、第4号の補正後の職員数111名、括弧書き9名、括弧書き163名になっているはずなのに、この補正5号の補正前が、一番最後の再任用職員が162名になっております。これ、おかしいんじゃないですか、163名から始まらんとあかんと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。先ほどの点でございますが、すみません、少し確認をさせていただいて、また改めて報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長、今すぐ確認していただけますか。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） ちょっと、すぐ確認させていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 暫時休憩します。

午後3時31分休憩

午後3時34分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。大変お時間をいただきまして申し訳ございません。

先ほどの御質問でございますが、澤田議員がおっしゃるとおり、前回の補正におきまして163になっておらなければならないところが、今回の給与明細が162となっておりますので、この(1)が増えているというところが間違っております。正解は163、163でプラマイ・ゼロということになってございます。したがって、これまた、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 71号議案のほうが間違っということやね。

岡部総務課長、確認させてください。この71号議案のほうの給与費明細書のほうが間違っているということですね。

○総務課長（岡部 成幸君） そうです、はい。

○議長（小寺 俊輔君） じゃあ、また訂正のほうをよろしくお願いいたします。

ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。同じく21ページのところで、ちょっともう一遍、第4号でお尋ねした分でちょっと説明をいただきたいと思っております。

再任用短時間勤務職員、いわゆる再任用されている方が9人ということだと思っておりますけれども、それは通常、皆さん、正規職員と同じ勤務体系でもないということですね。

もう一つは、パートタイムの使い分け、フルとパートタイムの使い分け、それはあえてフルに使われない理由。再任用も一緒なんですけど、あえて短期されている理由、何があるのか教えていただきたいと思っております。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。フルタイムとパートタイムの使い分けの理由といいますか、根拠といいますか、でございますけれども、この会計年度任用職員の制度ができたときに、どの時間の契約、雇用をするかというところで、もともと、大本を整理をさせていただきました。その中で、各課ヒアリング、各課の雇用の条件のヒアリングをさせていただいたときに、フルタイムが要るのか、あるいは部分的な任期で、勤務時間でよいのかということの中で、内部で調査、精査をさせていただいた結果、行政内部におきましていろいろありますけれども、7時間30分の雇用で業務は回るだろうというようなことで、こちらのほうの制度としてはさせていただきました。

中におかれましては、中には1日の雇用の時間が7時間もない、また、もっと短い時間の方もいらっしゃいますし、それから、1週間の出勤日数の少ない方もいらっしゃるということでございますが、基本的には現場の要求といいますか、業務の在り方によって勤務を変えているということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、フルということは何時間な
んですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部です。フルタイムは7時間45分。7時間4
5分がフルタイムということになります。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、再任用の方も7時間45分
が7時間半になってるということですか。

○議長（小寺 俊輔君） 岡部総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部です。再任用の方も、制度的にはいろいろと
あるんですが、神河町で今現在、雇用をさせていただいております再任用の方につきま
しては、1日の時間は7時間45分ですが、週に4日勤務となっております。したが
いまして、短時間再任用という形となっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思
いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第71号議案は、総務文
教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第12 第72号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第72号議案、令和4年度神河町介護療育支援事
業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第72号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げま
す。

本議案は、令和4年度神河町介護療育支援事業特別会計補正予算（第1号）でござい
まして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、令和3年度決算に伴うもので、歳入の前年度繰越金を373万9,000
0円増額補正し、同額を予備費に計上いたしております。

このことによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ373万9,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,179万3,000円とするもので
ございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第72号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第72号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第13 第73号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第73号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第73号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、歳入では、未就学児の均等割軽減分として、一般会計繰入金を50万円増額、システム改修に係る県補助金を16万5,000円増額、令和3年度決算に伴い、前年度繰越金1,471万6,000円増額。

歳出では、未就学児の均等割保険税の軽減措置に係るシステムバージョンアップに係る備品購入費16万5,000円、健康福祉課で取組をしております国保ヘルスアップ事業の予算91万3,000円の歳出科目の組替え、また、財政調整基金489万8,000円、県支出金返納金1,031万8,000円の増額を計上いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,538万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億8,217万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお

願いたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。詳細説明をさせていただきます。

事項別明細書12ページを御覧ください。まず、歳入で、4款1項1目保険給付費等交付金ですが、令和4年度より未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられることとなりましたが、この軽減分は国、県からの補助対象となりまして、この新たな交付金申請のためシステムのバージョンアップを行います。その経費も補助対象となりますので、県支出金の特別交付金を16万5,000円増額としております。

6款1項1目一般会計繰入金ですが、先ほど申し上げました未就学児の均等割保険税の軽減措置によりまして、一般会計からの繰出金を受け入れるため、50万円の増額です。

なお、この未就学児の均等割保険税の軽減措置につきましては、本年3月議会において、町の国保税条例の一部改正を議決いただいたところですが、7月の当初賦課により、令和4年度の所得割軽減額が確定したことに伴い今回補正をさせていただくものです。

7款1項1目繰越金は令和3年度決算に伴うもので、前年度繰越金1,471万6,000円の増額です。

次に、13ページの歳出を御覧ください。1款1項1目一般管理費は、歳入のところで申し上げました未就学児の均等割保険税の軽減措置に伴う国保システムのバージョンアップ用のCD-ROM購入費16万5,000円の増額でございます。

4款2項1目保健事業趣旨普及費及び、少し飛ばして一番下、6款2項1目一般会計繰出金については、健康福祉課で取り組んでおりますヘルスアップ事業に係る歳出予算の組替えになります。ヘルスアップ事業の予算につきましては、一般会計で予算措置を行い、国保の被保険者に係る事業費については、国保会計から一般会計に繰り出しをしておりました。しかし、令和3年度末のこの事業の実績報告をしたときに、当該支出については、国保会計の保健事業費から直接支出するよう県から指示がありました。したがって、ヘルスアップ事業に要する経費のうち、国保被保険者に係る経費として、保健事業趣旨普及費の需用費3万9,000円、委託料86万4,000円、使用料及び賃借料1万円の、計91万3,000円を増額いたしまして、一般会計繰出金のほうは同額の91万3,000円を減額するものでございます。

5款1項1目財政調整基金積立金は、前年度繰越金、その他、今回の補正を反映し、489万8,000円の増額。

6款1項2目県支出金返納金は、令和3年度特定健康診査等負担金の確定に伴い36万7,000円、及び保険給付費等普通交付金の確定に伴い995万1,000円、それぞれ県への返還金が増額ということでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。この国保の関係ですが、私がちょっと聞いたところ、5年後に県下統一されるというふうには聞いていますが、この購入される国保システムのROMですね、これ、5年後に対応する分ですか。ちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。今回購入するCD-ROMにつきましては、この未就学児の均等割保険税の軽減措置に対応したものでございまして、今おっしゃいました5年後の県下統一の保険税への動きにつきましては、また、それに対応したCD-ROMではないということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第71号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第5号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第14 第74号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、議案第74号、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第74号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に令和3年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金として1,990万6,000円増額しております。

歳出では、令和3年度決算による介護保険給付費準備基金積立金として298万8,000円の増額、国、県負担金等の精算に伴う償還金として1,643万3,000円の増額、予備費として48万5,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,990万6,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,699万円とするもの
でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第74号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第74号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第15 第75号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15、第75号議案、令和4年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第75号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町土地開発事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するもの
でございます。

補正の内容は、令和3年度決算に伴うもので、歳入の前年度繰越金を154万1,000円減額し、予備費も同額を減額いたしております。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,765万1,000円とするもの
でございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第75号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第75号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第16 第76号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16、第76号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第76号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は2点ございます。1点目は、令和3年度決算に伴う繰越金の増額。2点目は、先ほど議決いただいた神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う看護職員等処遇改善手当の10月以降6か月分の増額補正でございます。

補正の内容は、歳入の前年度繰越金を1,025万6,000円増額、歳出では、業務費の報酬を6万8,000円、職員手当等を12万円、計18万8,000円増額し、予備費で調整いたしております。

このことによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,025万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,433万9,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第76号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第76号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第17 第77号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第17、第77号議案、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第77号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、主に令和3年度決算に伴うもので、歳入では、前年度繰越金を5万1,000円増額、歳出では、旅費4万円、使用料1万1,000円を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,537万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第77号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第77号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第18 第78号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第18、第78号議案、令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第78号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町寺前地区振興基金特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正をするものでございます。

補正の内容は、歳入では、振興基金繰入金を800万円増額、歳出では、上岩区の多目的集会所の改修に伴う集落拠点集会施設整備事業補助金800万円増額するものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,091万8,000円とするものでございます。

なお、これらの内容につきましては、令和4年8月4日開催の寺前地区振興基金審議会において審議いただき、御承認をいただいたものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第78号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第78号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第19 第79号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第19、第79号議案、令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第79号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は、今年度より合併処理浄化槽の更新事業が始まり、臨時的な業務に対応するため、会計年度任用職員の任用経費の増額でございます。

補正の内容は、歳入では、一般会計繰入金を142万4,000円増額、歳出では、管理整備費で、会計年度任用職員の報酬など142万4,000円の増額でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,643万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと考え方教えてください。53ページの給与費明細書の見方の考え方教えてください。給与費の増額ということで説明があったんですけども、補正前は1人パートタイムの方がおられて、給与費ゼロ円なんですね。今回、補正後は人数変わらずに給与費が上がってる。これ、どういうことなのか。本来、特別会計で組んでたものが、今回の特別会計から、企業会計で採用された方が、今回この特別会計に移ったのか、その辺の状況を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 総務課長のほうですか。どちらがいかれますか。総務課。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。補正前の人数1名と上がっておりますが、間違いでございます。ゼロ人でございます。申し訳ございません。訂正させていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。そうすると、今回新たに1名採用があったということでよろしいですか、確認です。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） はい。これから採用に向けて募集をかけていますが、新たに1名の増ということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第73号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

日程第 20 第 80 号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 20、第 80 号議案、令和 4 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 80 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 4 年度神河町水道事業会計補正予算（第 2 号）でございまして、補正予算（第 1 号）以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第 4 条の資本的支出の建設改良費で、委託料の 1,600 万 5,000 円の増額、工事請負費を 1,870 万円増額。資本的収入で企業債を 2,280 万円増額、国・県補助金を 1,140 万円増額しております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額 1 億 5,719 万 9,000 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

また、3 条によりまして、債務負担行為について、水道施設再編推進事業として、令和 4 年度から令和 5 年度までで、限度額 2 億 3,700 万円を計上いたしております。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。第 80 号議案、令和 4 年度水道事業会計補正予算の内容について、詳細説明をさせていただきます。

まず、5 ページの資本的支出について説明をさせていただきたいと思っております。

これまで県の生活衛生課と協議を進めていました山田浄水場系の第 1 配水池の更新及び耐震化工事について、補助事業を申請していく準備ができましたので、このたび国が 9 月に行います国庫補助事業の追加募集に要望をしていきたいと思っております。山田第 1 配水池は昭和 51 年に設置をされ、平成 5 年に増設をしております。当初の部分は築 46 年、増設部分で築 29 年が経過してしまっており、どちらも鉄筋コンクリート造の構造物となっております。平成 21 年に水道施設耐震工法指針の改定がなされ、その指針からしますと、耐震性が低い構造となっており、大きな地震が発生しますと機能が保たれないおそれがございます。

また、さきの民生福祉常任委員会で説明をさせていただきましたが、今後、人口減が進み、町内の水道施設の統廃合を行っていかなくてはなりません。しかし、この山田第 1 配水池は、統合後も残していかなければならない主要施設となっております。将来にわたり、安定供給を行うためにも更新をし、耐震化を進めなくてはなりません。新しい配水池はステンレス製の 300 立米の 2 槽式で、現在と同規模の 600 立米を計

画しております。

補正の内容は、1款1項2目施設費の委託料を1,600万5,000円増額、これは、山田第1配水池の設計施工管理費でございます。

次に、工事請負費で1,870万円の増額。これは、山田第1配水池の工事費の一部として、既存の配水池2槽のうちの半分を取り壊す費用と、一部配管工事を行う予定としております。

また、先ほど町長も申しましたが、この工事の執行は、2ページにあります第3条に記載しておりますとおり、債務負担行為で行いたく思っております。債務負担行為をすることができる事項としまして、水道施設再編推進事業、期間を令和4年度から令和5年度までとし、限度額が2億3,700万円としております。

最後に、収入の補正内容ですが、4ページをお願いいたします。1款1項1目企業債で2,280万円、2項1目国・県補助金で1,140万円の増額をいたします。

以上で令和4年度水道事業会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第80号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第80号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第21 第81号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第21、第81号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第81号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、変動が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は2点ございます。1点目は、医業収益における他会計負担金について。当初予算で1億4,553万2,000円を措置しましたが、このたびの補正で7,000万円増額し、2億1,553万2,000円とするものでございます。

このことにより、収益的収入の医業収益及び医業外収益における通常分の繰入金額は合計4億2,113万2,000円となり、予算第3条の収益的収入の予定額を34億8,237万円とします。

2点目は、訪問看護事業特別会計同様、神河町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う看護職員等処遇改善手当の10月以降6か月分の増額補正でございまして、給与費の7節看護師手当を216万円、10節技能労務職員手当を4万8,000円、12節の報酬を98万5,000円、合計319万3,000円を増額し、予算第3条の収益的支出の予算額を35億3,162万3,000円とします。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。ちょっと教えてください。収支不均衡の予算ですので、7,000万円増額になるんですけども、一般会計とかでいうと、その部分がどこに充当されるのかっていうような部分が分かるんですけども、収支不均衡ですからこういう表現でしかないと思うんですけども、実際、そしたら、支出を引いた残額がどこに充てられるんかっていうのが、収支不均衡予算で組まれてますので、その動きが分かりにくいんです。何か説明資料とかで現状が分かるようなものっていうのが頂けないものでしょうか。収支不均衡予算の企業会計の予算やから、もうこういう表現しかできないんですかね。ちょっと全体的な部分がかめない。総額では表示がありますけども、この7,000万円がどこへ行くんやと、充てられるんやというのがよく分からない。ほかの特別会計やったら、充てる部分がなかったら予備費とかでプールされるわけですけども、その辺のところちょっと分からないので、不均衡予算自体のことも私の勉強不足で分からないんですが、少し説明をいただければと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

令和3年度予算から、収入が支出を下回る赤字予算ということで予算計上をさせていただいております。費用のほうには減価償却費であるとかという部分がございます、赤字予算を組んでも財政的には問題ないというところでございます。

このたびの7,000万円がどこに行くのかというところですけども、人件費であったり、病院運営全般に充当させていただくということで、大変見えにくい部分ではございますが、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 井上総務課長、澤田議員からその分かりやすい資料を提出していただけますかというのも併せてあったと思うんですけども、その辺のところはいかがですか。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。持ち帰りをさせていただいて、検討させていただきたいと思いますが、提出できるかどうかという部分については、申し訳ございません、確約ができないところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。関連しての質問なんですけど、そして、収支合わなくなったときに一般会計から繰り入れられてもいいんじゃないかなと思うんですけども、それはどうなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。また令和3年度の決算のほうでも報告をさせていただきますけれども、例えば令和3年度の事業収入の部分については34億4,200万円ということで収入のほうを受けさせていただいて、支出のほうにつきましては32億8,800万円というふうな形で決算をくくらせていただいております。ですから、その残りが次の年の繰越金になるとか、そういうことではなくて、単年度で決算をくくらせていただいております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そういうことを言ってるんじゃないで、当然年度途中で収支合わなくて、一般会計から助けていただきたいということだったら分かるんですよ。じゃあ、今の話じゃないですけど、今使い道ないんですけど、取りあえず7,000万ねっていう話じゃなくて、必要なときに一般会計から繰り入れられたらどうですかというようにを言いよるんですけど、どうなんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御質問の意図はよく分かります。足りなくなったら一般会計から繰り出して。基本的にそれが収支均衡の考え方かなと思うんです。足りないときに足すということで、プラス・マイナス・ゼロに持っていく。ここ2年、病院のほうからは、もうあらかじめ不均衡予算ということで、足りないんですけど、こういう予算ですということで認めていただいて、執行してきたということで、そういう意味でいいますと、一般会計から年間に予算として、当初予算で組めなかったんですけど、5億という一定の額をお出ししますと。いろんな努力をしていただいて、貯金ができる

んだったら貯金をしていくようなことを含めて、病院は病院として頑張っていくということが分かるようにしていこうということで。ただ、今回は当初予算で、一般会計のほうで5億の予算が繰り出せないということでしたので、7,000万、ちょっと待ってくださいということで待っていただいたということなんです。ですから、病院の予算が足りる、足りないではなくて、年間もう5億ということで計画をしたもので進めてきたということですので、今回、キャッシュフローも含めて、病院のほうにある一定お任せするものはお任せしていくということで、約束どおりの額を動かしていこうということです。ちょっと、本当に分かりにくいんです。収支不均衡ですので、今おっしゃっていることも、その前の澤田議員がおっしゃったこともよく分かるんです。ただ、不均衡で、ありのままを見ていただくということで進めてますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。私も一般会計から何ぼでも繰り入れしてくださいという意味じゃ全くないので、今言われましたように、また、吉岡議員も言われてました。やはり独自で何とかできるように努力してもらわないいけないので、そこも踏まえてよろしく願いいたします。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 返事だけ。御趣旨はよく分かりましたので、頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑を終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第73号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

○議長（小寺 俊輔君） ここでお諮りします。日程の途中ですが、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。

本日はこれで延会とすることを決定しました。

次の本会議は、明日、9月2日午前9時再開とします。

本日はこれで延会とします。お疲れさまでした。

午後4時27分延会
